

島根県

緊急輸送道路ネットワーク計画

平成9年3月

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

目 次

I	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
II	地域特性と課題の把握	2
1.	自然条件と災害履歴	2
2.	社会経済と地域構造	4
3.	道路交通状況	6
III	緊急輸送道路ネットワーク計画の策定	9
1.	防災拠点の整理検討	9
2.	緊急輸送道路ネットワーク計画	16
IV	緊急輸送道路ネットワーク管理計画	29
1.	総 則	29
2.	連 絡 体 制	32
3.	緊急輸送道路ネットワークの整備	35
4.	道路防災情報ネットワーク	51
5.	関係機関との協力体制の整備	51
6.	管理体制	52
7.	緊急調査	53
8.	緊急措置	54
9.	道路啓開及び応急復旧	54
10.	応援の要請・受け入れ	56

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

緊急輸送道路は、地震災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送をするための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため計画策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する各種防災拠点と連携を図る必要があることから、建設省、島根県、日本道路公団等の道路管理者及び島根県消防防災課、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会を設立する。そして、震災時に必要な防災拠点を効果的に連絡し、また代替性をも考慮した「緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定する。このネットワークは、高速自動車国道、一般国道、県道及びその他の主要な道路で構成するものとし、今後、これら緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づき、現在島根県において改訂策定中である「島根県地域防災計画（震災編）」及び地震防災対策特別措置法（H 7.7.14制定）の第2条第1項に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

II 地域特性と課題の把握

1. 自然条件と災害履歴

(1) 地形及び地質

島根県は東西に細長く、中国山地の北斜面を占め、一般に山地が多く急斜面をなして日本海に臨んでおり、急峻かつ複雑な地形を呈している。

中国山地の脊梁部は1,000～1,300 m の山地からなり、江の川の西側の脊梁部は北東～南西方向の配列を示し、阿佐山、大佐山、恐羅漢山、冠山、安蔵寺山が連なっている。江の川の東側の脊梁部はほぼ東西の配置を示し、大万木山、吾妻山、鳥帽子山、道後山が連続する。また、島根県のはば中央部には、標高1,126 m の三瓶山がある。

河川としては、県中央部に河口を持つ江の川が中国山地を分断して、山陽側の奥深くまで支流を延ばしており、本県の地勢はこの江の川によって東西に大きく分断されている。この他に延長が50 km 以上の河川としては、出雲地域の斐伊川及び神戸川と益田地域の高津川があるが、その他の大部分の河川は流域面積が狭く、急流である。

地質は基盤岩の地質構造から見ると、大きく、江の川の西側と東側、及び隠岐島に分類される。江の川の西側は、三郡変成岩類と白亜紀酸性火山岩類と花崗岩、そして古第三紀中性火山岩類が分布する。一方東側は、古第三紀花崗岩類と新第三紀層が分布する。隠岐島では中新世末期から鮮新世にかけて激しいアルカリ火山岩類の活動があって、五箇類層はその火山噴出物である。

また沖積層は、県西部では貧弱であるが、東部で広く分布し、中海及び宍道湖周辺に出雲平野、斐川平野、松江平野及び安来平野を形成している。

(2) 主な災害履歴

本県の主な災害履歴を表2-1-1に示す。

表2-1-1 島根県の主な災害履歴

発生年月	種 別	被 害 概 要				被 害 額 (千円)	
		人的被害(人)		住 宅 被 害(戸)			
		死 者	負傷者	全 壊	半 壊		
S 38.1～2	雪 害	36	53	318	1,108	6,693,143	
S 43.1～2	雪 害	11	7	14	12	1,794,490	
S 47.7	梅雨前線豪雨	28	79	751	1,235	84,056,167	
S 50.7	梅雨前線による大雨	9	16	26	5	26,617,736	
S 58.7	昭和58年7月豪雨	107	159	1,064	1,977	402,066,301	
S 60.6～7	梅雨前線による大雨	—	9	16	122	42,583,078	
S 61.6～7	梅雨前線による大雨	—	—	—	2	13,067,167	
S 63.7	梅雨前線による大雨	6	29	71	108	98,717,022	

資料「島根の地すべり」(島根県土木部砂防課)

(3) 主要地震発生地及び地震、津波の履歴

島根県における有感地震は、およそ1年に数回程度であり、関東地方等に比べ発生回数が少なく、マグニチュードも小さいものがほとんどであるが、松江市南方、三瓶山付近、中国山地の北縁部の3地域は、比較的地震活動が活発である。

本県に関する主要な活断層には、宍道断層、鳥帽子山北方断層、本次南断層、大森一三子山断層、大原湖断層（山口県）があるが、島根県では現在、松江南方、大田市西南方、浜田市沖合、津和野町付近の4つの地震を想定して計画を策定している。

以下に本県における、近年の地震及び津波とその被害を示す。

表2-1-2 島根県被害地震、津波一覧

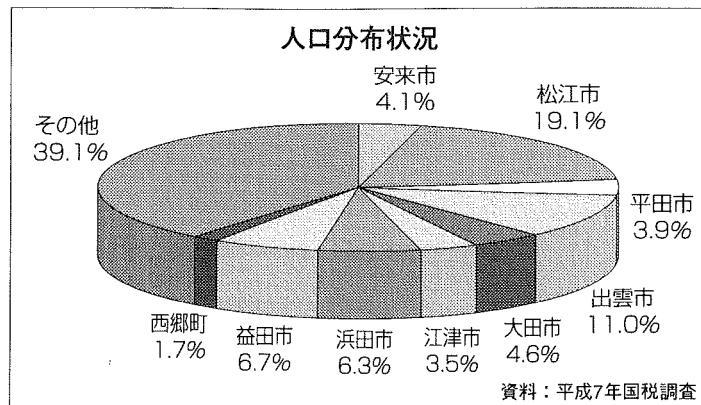
発生年月日	規模M	震央地名（地震名）	被　害　状　況
880.11.23(元慶4.10.14)	7.4	島根県北部（出雲）	神社仏閣、家屋転倒
1026.5.23	不明	石見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1859.1.5(安政5.12.2)	5.9	島根県南西部	山崩れ、潰家十数戸
1859.10.4	5.9	島根県南西部	家屋倒壊数戸、地割れ、山崩れ
1872.3.14 (明治5.2.6)	7.1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	死者804、負傷者702、全潰5,796、半潰5,890、大破6,734、焼失230、山崩れ6,567、小津波あり
1904(明治37).6.6	5.4	島根県東部	堤防亀裂、瓦の落下等
1904(明治37).6.6	6.7	島根県東部	堤防亀裂、瓦の落下等
1914(大正3).5.23	6.3	島根県東部	壁に亀裂、土地の崩落・亀裂等
1941(昭和16).4.6	6.2	山口県北西沖	山陰本線の築堤に亀裂、橋脚の沈下
1943(昭和18).9.10	7.2	鳥取県東部(鳥取地震)	民家の壁の亀裂、屋根瓦の落下等
1946(昭和21).12.21	8.0	紀伊半島南方沖 (南海道地震)	民家の倒壊、壁に亀裂
1950(昭和25).8.22	5.2	島根県中部	崖崩れ、壁に亀裂、墓石転倒、井戸水の白濁
1964(昭和39).6.16	7.5	新潟県北部沖 (新潟地震)	床下浸水1、住宅一部破損38、水田冠水10 ha
1977(昭和52).5.2	5.3	島根県中部	住宅被害110戸、非住宅被害133、その他建物被害48、道路損壊47、農地にも被害あり
1978(昭和53).6.4	6.1	島根県中部	住宅半壊2、同一部損壊112、非住宅全壊1、同半壊2、同一部破壊30、道路損壊15、耕地破壊92、石垣損壊9、水道損傷15、商工関係64、砂防1
1983(昭和58).5.26	7.7	秋田県西方沖 (日本海中部地震)	地震による津波により負傷者5人、建物床上浸水152、建物床下浸水279、水田冠水18 ha、畑冠水11 ha、橋梁流出1、堤防決壊2、船舶沈没104、同流出56、同破損145、人災世帯152、人災者数496
1991(平成3).8.28	5.9	島根県東部	鉄道運休6・遅れ104、道路損壊1、落石通行止め道路2、壁に亀裂、屋根瓦の落下等
1993(平成5).7.12	7.8	北海道南西沖	地震による津波により民家の床上浸水17、床下浸水160、土砂による家屋損壊1、山・崖崩れ21、道路損壊2、船の沈没29・転覆28等

(資料：松江地方気象台より)

2. 社会経済と地域構造

(1) 人口

島根県の人口は、平成7年国勢調査によると、771,441人であるが、海岸部に点在する8市で約60%を占めていることからも分かるように、海岸部に人口が集積しており、中山間地は過疎、高齢化が著しい。



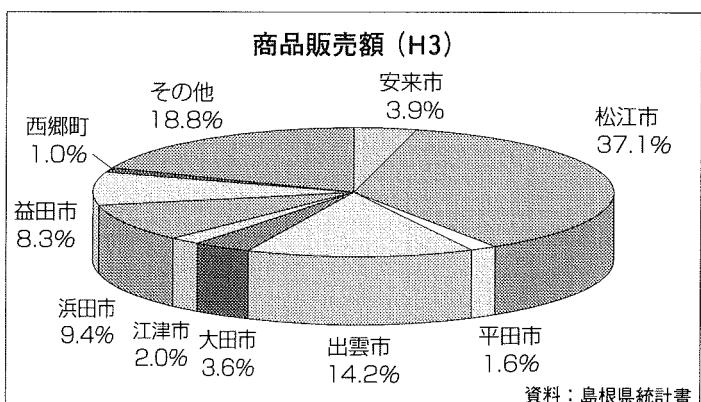
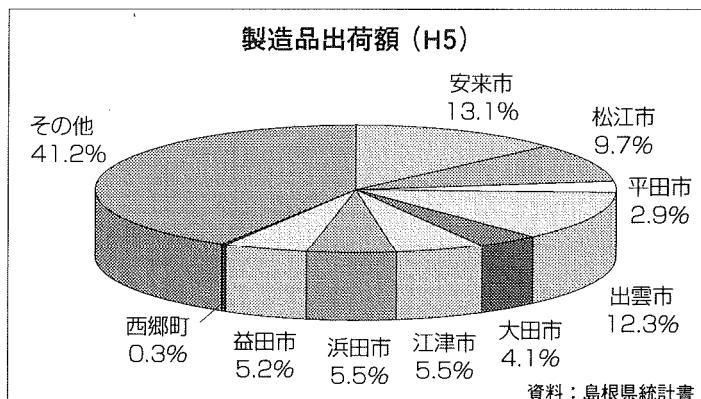
特に、県東部の出雲、斐川、松江、安来の沖積平野周辺での集積の度合いが高く、これら中海・宍道湖沿岸地域で県人口の53%（約40万人）を占めている。

(2) 産業別生産額

本県の製造品出荷額は、9,675億円であり、海岸部の8市でその約60%を占めている。特に多いのが安来市及び出雲市であり、この2市で県内の約1/4を占める。

これら市の出荷額が全体的に多いが、他にも斐川町、東出雲町及び木次町が多く、県東部の松江、出雲地域に集積している。

商品販売額は、工業以上に市への集積が高く県内販売額19,452億円のうち、実に約80%が集積している。販売額の多い順は、松江市、出雲市、浜田市、益田市、安来市、大



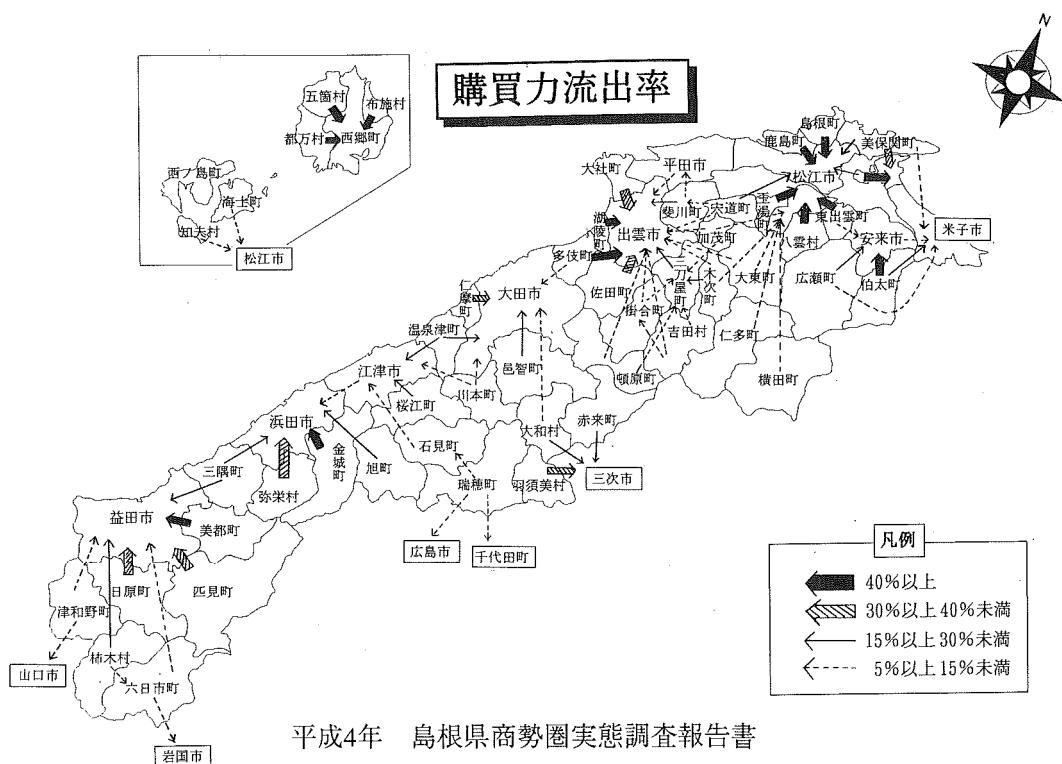
田市となっており、それぞれ周辺地域の中心的役割を担っている。

商品販売額のうち、特に卸売りは、松江市だけで県内の45%を占めている。

(3) 流動状況

通勤、通学及び買い物の流動は、中山間部に若干の副次的な役割を担う所もあるが、海岸部の8市に集中している。特に松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び西郷町が周辺からの集中度が高い。

OD 交通についても県内はほぼ同様な傾向を示し、県外は、隣接する鳥取県及び広島県との流動が特に多い。



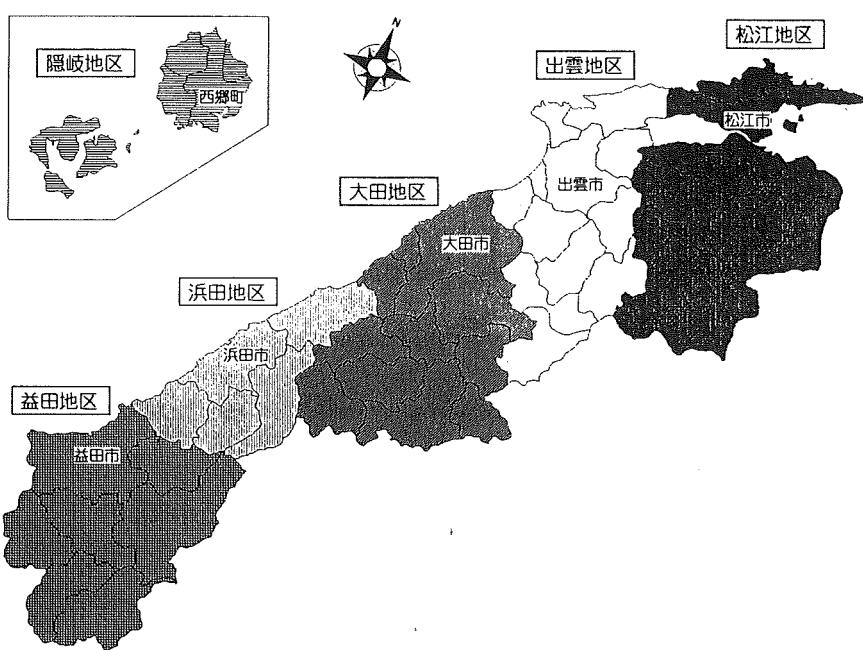
(4) 地域区分及び地域の課題

島根県の地域区分と各地域の課題を表2-2-1に示す。

表2-2-1 地域区分と地域の課題

地 域	地 域 の 課 題
松江地区	県の中心圏域としての社会基盤整備及び南北の連携強化
出雲地区	都市基盤、都市機能等の強化及び南北の連携強化
大田地区	広域リゾート地域としての整備と隣接圏及び広島県との連携強化
浜田地区	広域的な交流施設及び道路ネットワークの整備による広域的な連携強化
益田地区	広域的交流の促進による産業・文化等の活性化及び定住対策
隠岐地区	中心地西郷町の都市機能の強化及び本土との連携強化

島根県の地域区分図（広域市町村圏設定図）



3. 道路・交通状況

(1) 島根県の道路の現況及び計画道路

島根県の道路の現況を表2-3-1に、また今後5ヶ年で供用可能な主な計画道路を表2-3-2に示す。

表2-3-1 道路の現況（平成7年4月1日現在）

道 路 種 別	路 線 数	実延長 (km)	改良率 (W=5.5 m 以上)	
			延長 (km)	率 (%)
高速自動車国道	2	58.7	58.7	100.0
一 般 国 道	13	912.4	752.5	82.5
指定区間	3	326.8	326.8	100.0
指定区間外	11	585.6	425.7	72.4
県 道	226	2,474.0	939.4	38.0
主要地方道	51	1,145.6	564.8	49.3
一般県道	175	1,328.4	374.6	28.2
一般国道・県道計	239	3,386.4	1,691.9	50.0
県管理国道・県道計	237	3,058.7	1,364.2	44.6
市 町 村 道	31,707	13,934.5	1,147.8	8.2
合 计	31,948	17,379.6	2,898.4	16.7

資料「道路整備の現況調書」(島根県土木部道路整備課)

表2-3-2 主な計画道路

道 路 種 别	路 線 名	延長 (km)
その他有料道路	国道9号安来道路	18.7
一般国道	国道9号松江道路	10.7
	国道9号出雲バイパス	1.9

(2) 大規模構造物の概況

島根県内の道路における大規模構造物（長大橋、長大トンネル）の一覧を、表2-3-3に示す。

表2-3-3 大規模構造物の概況

道路種別	路線名	名称	延長(m)	供用年
その他有料道路	国道431号	境水道大橋	709	S 47
一般国道	国道9号松江道路	東津田高架橋	781	H 4
	国道9号松江道路	上乃木高架橋	882	H 2
	国道9号	神立橋	417	S 13
	国道9号	神戸橋	258	S 39
	国道9号江津道路	新江川橋	378	H 3
	国道9号浜田道路	三宮高架橋	358	H 5
	国道54号	晴雲トンネル	1,120	S 39
	国道54号	里熊大橋	286	S 44
	国道191号	高津大橋	326	S 40
	国道261号	断魚トンネル	1,133	H 1
	国道314号	三井野大橋	392	H 3
	国道314号	雲龍橋	359	S 62
	国道485号	くにびき大橋	296	S 56
主要地方道	(主) 松江島根線	新大橋	141	S 44
	(主) 松江鹿島美保関線	宍道湖大橋	310	S 46
	(主) 斐川一畠大社線	灘橋	627	S 56
一般県道	(一) 平田荘原線	瑞穂大橋	394	S 33
	(一) 市木井原線	原山トンネル	1,461	H 5
	(一) 斐川出雲大社線	北神立橋	814	S 55
その他道路	大井地区農免道路	中海大橋	555	H 1

(3) 交通量

島根県内の主要な道路における交通量（平成6年度）の図を次頁に示すが、東西の動脈である国道9号と南北の動脈である国道54号の交通量が多い。概して県東部において多く、特に松江市、出雲市及び安来市が多い。

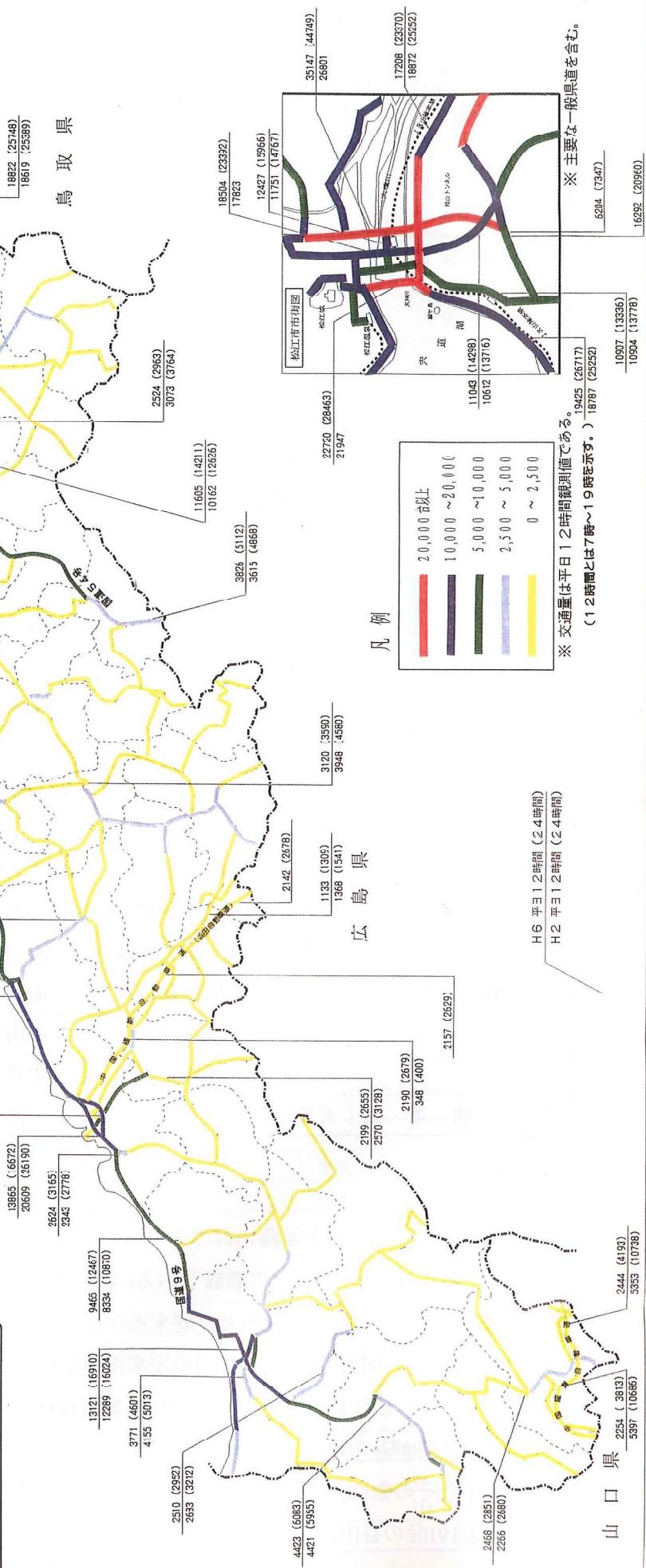
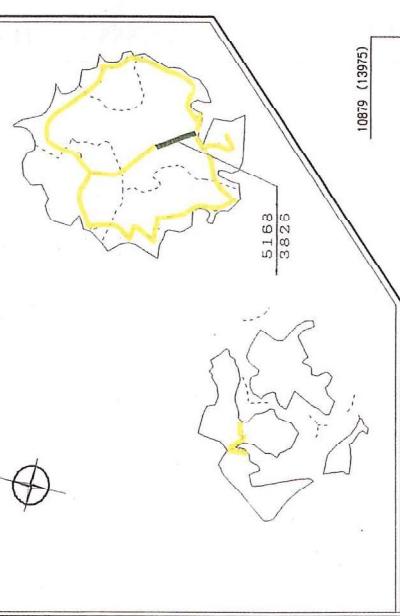
このうち、国道9号の松江市内や安来市の県境部、松江市内の南北の幹線である国道485号や（主）松江島根線、（主）松江鹿島美保関線（宍道湖大橋）では、2万台／12 h 以上の区間がみられる。

またその他に、国道9号、国道54号、国道431号及び松江市内や出雲市内の幹線道路、国道191号の益田市街地部等では、1万台／12 h の交通量となっている区間がある。

平成6年度 島根県自動車交通量図

※ 路線は主要地方道以上である。

岐
隱



III. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

1. 防災拠点の整理検討

緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に当たり、その節点となる防災拠点を整理・検討した。防災拠点は「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく建設大臣の定める基準」に基づいて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等も必要に応じて防災拠点として設定した。

(1) 防災拠点の分類

防災拠点は、その接続すべき緊急輸送道路の区分及び、各拠点の利用特性によって以下の3区分に分類した。

① 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点

震災などの災害発生時に災害対策本部等が設置される県庁、緊急車両等の交通規制を統括する警察本部、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の中心都市の庁舎所在地及び、救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点の所在地とする。

◇地方公共団体

島根県庁及び広域市町村圏（6ページ図参照）の中心都市の役場の所在地とする。

◇指定（地方）行政機関

島根県警察本部の所在地とする。

◇救援物資等の備蓄・集積拠点

道路・鉄道といった陸路以外の輸送拠点であり、救援物資等の備蓄・集積が可能な空港（島根県内の3空港及び米子空港）や重要な港湾。

また、広域防災拠点（今後、備蓄・集積拠点として整備され、他県からの応援・支援基地となる）である消防学校も、第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

② 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点

住民との窓口となる各地方公共団体の庁舎所在地、道路管理者等の庁舎の所在地や、住民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、医療機関、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設の所在地とする。

また、道の駅や駅前広場、インターチェンジといった道路空間を利用した防災拠点も第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

◇地方公共団体

市町村役場の所在地、県の合同（集合）庁舎や土木建築事務所の所在地。

◇指定（地方）行政機関

道路管理者（建設省関係庁舎）、運輸省関係庁舎の所在地及び、警察署・消防署の所在地。

◇指定（地方）公共機関

道路管理者（日本道路公団関係庁舎等）、電気・ガス・水道といったライフライン管理者の所在地、鉄道関係管理者の所在地とする。

◇救援物資等の備蓄・集積拠点

離島におけるヘリポート（海士町、知夫村、西ノ島町）、重要な港湾及び漁港、中心都市の鉄道駅前広場、道路防災拠点（道の駅、インターチェンジ、サービスエリア・パーキングエリア）及び自衛隊とする。

◇災害医療拠点

災害拠点病院、大規模な病院及び、島根県赤十字血液センターとする。

◇広域避難地

県立の各都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）とする。

③ 第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点

第1次、2次緊急輸送道路に接続する防災拠点には該当しないが、地震防災対策上重要と思われる施設の所在地を、第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

◇地方公共団体

各土木建築事務所の出張所等。

◇指定（地方）行政機関

運輸省関係庁舎（気象台、陸運・海運支局）や中心都市の郵便局等。

◇指定（地方）公共機関

放送局やその他の指定地方公共機関の所在地。

◇救援物資等の備蓄・集積拠点

離島以外のヘリポートとする。

◇災害医療拠点

災害拠点病院及び大規模な病院以外の病院においても病床数や診療科目の多い病院、あるいは離島や中山間地域の中核的な医療機関については、第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点とする。

(2) 防災拠点一覧

次ページの表3-1-1に、島根県の防災拠点の一覧を示す。

表 3-1-1 防災拠点一覧

No.1

拠 点 種 類	第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点
地方公共団体 ◆都道府県等の所在地	県庁舎 ◇島根県庁舎 各局(上下水道等)	—	—
◆広域市町村圏の中心都市の役場の所在地	役場庁舎 【県内】 松江市役所、出雲市役所、大田市役所、浜田市役所、益田市役所、西郷町役場の庁舎 【県外】(隣接する広域市町村圏の中心都市) （米子市役所）、（萩市役所）、（山口市役所）、 （徳山市役所）、（岩国市役所）、（三次市役所）、 （庄原市役所）、（加計町役場）、 （千代田町役場）、（吉田町役場） 各局(市役所以外) の上で水道局	◇松江市水道局、松江市ガス局 —	◇宍道湖東部浄化センター —
◆市町村役場の所在地	—	—	—
◆都道府県市区町村支庁等の所在地	—	—	◇広域市町村圏の中心都市を除く53市町村の役場庁舎 【松江】安来市、広瀬町、伯太町、美保関町、島根町、鹿島町、八束町、八雲村、玉湯町、宍道町、宍出町、斐伊町、大東町、木次町、仁多町、多伎町、横田町、三刀屋町、斐川町、佐田町、湖陵町、頼原町、赤采町、仁摩町、瑞穂町、呂原町、吉田村、川本町、大和村、羽須美村、端穂町、石見町、桜江町、【浜田】温泉津町、【益田】江津市、三隅町、旭町、金城町、弥栄村、【西郷】布施村、五箇村、都万村、西ノ島町、海士町、知夫村 【西郷】村
◆合意庁舎・集合庁舎「土木(建築)事務所」	—	—	◇木(建築)事務所の出張所 松江合同庁舎【松江土木建築事務所】、出雲合同庁舎【出雲土木建築事務所】、大田集合庁舎【大田土木建築事務所】、仁多集合庁舎【仁多土木建築事務所】、川本合同庁舎【川本土木建築事務所】、仁多土木建築事務所【川本合同庁舎】、川本土木建築事務所【浜田土木建築事務所】、浜田合同庁舎【浜田土木建築事務所】、益田土木建築事務所【西郷土木建築事務所】、益田支庁舎【西郷土木建築事務所】、隠岐支庁舎【西郷土木建築事務所】 ◇合同庁舎・集合庁舎以外の土木事務所 広瀬土木事務所、津和野土木事務所 ◇合同庁舎・集合庁舎以外の保健所 松江保健所、出雲保健所、能義保健所、黒木保健所

注) () は県外の防災拠点

表 3-1-1 防災拠点一覧

拠 点 種 類	第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点
指定行政機関／指定地方行政機関 ◆道路管理者（建設省関係庁舎）の所在地	地方建設局 各事務所	— —	— —
◆運輸省関係庁舎の所在地	港湾建設局 各航空局 各事務所	— — —	(◇第三港湾建設局境港工事事務所) ◇第三港湾建設局境港工事事務所三隅港工事事務所 ◇大阪航空局出雲空港出張所、石見空港出張所、隱岐空港出張所、(美保空港出張所)
◆その他庁舎の所在地 (郵政、海上保安庁、警察・消防等)	各地方局 各事務局	— —	◇気象台 松江地方気象台、浜田測候所、西郷測候所 ◇陸運支局等 中国運輸局島根陸運支局、中国運輸局松江海運支局 ◇郵便局 松江中央郵便局、出雲郵便局、大田郵便局、浜田郵便局、益田郵便局、西郷郵便局 ◇その他の島根食糧事務所
			◇警察 松江警察署、出雲警察署、安来警察署、平田警察署 ◇第八管区海上保安本部海上保安航空基地 ◇第八警察 大社警察署、木次警察署、三次警察署、掛合警察署 浜田警察署、益田警察署、大田警察署、江津警察署 川本警察署、温泉津警察署、津和野警察署 西郷警察署、浦郷警察署 ◇消防 松江地区広域行政組合消防本部、松江南消防署、出雲市外4町広域消防組合本部、出雲消防署東部分署、出雲消防署西部分署、安来市能義郡消防組合本部、平田市消防本部、大社町消防署、木次町外9町村消防組合、雲南消防署仁多分署、雲南消防署飯石分署、浜田那賀消防組合消防本部、大田市外二町消防西部消防署、大田市消防本部、大田市外7町村消防組合本部、江津市外7町村消防組合本部、益田地区組合消防本部、隠岐島消防署島前分署 ◇中国地方建設局出雲工事事務所

注) () は県外の防災拠点

表 3-1-1 防災拠点一覧

拠 点	種 類	第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点
指定公共機関／指定地方公 共機関	各局・部	—	—	—
◆道路公園、公社等道路 管理者の所在地	各工事・調査事務所 各管理事務所	—	—	—
◆電気・電話・ガス等 ライフル管理者の 所在地	各本社・支社	—	◇日本道路公団 浜田管理事務所 六日市管理事務所	—
◆鉄道関係管理者の所在 地	各本社・支社 各工事事務所	—	◇中国電力島根支店 ◇NTT 島根支店 ◇NTT の各支店 出雲支店、安来支店、木次支店、掛合支店、浜 田支店、益田支店、石見大田支店、江津支店、 川本支店、津和野支店、西郷支店、 ◇ガス 出雲ガス株式会社、浜田ガス株式会社 島根県 LP ガス協会	—
◆放送局の所在地	各本社・支社	—	◇中国電力 松江営業所、出雲営業所、浜田営業所、益田営 業所、鳴岐営業所 ◇NTT 海士営業所	—
◆その他の所在地	各本社・支社他	—	(◇JR 西日本株式会社米子支社) ◇一畑電気鉄道株式会社	—
自 衛 隊	—	—	◇JR 西日本出雲鉄道部、浜田鉄道部、木次鉄道部	—
◆自衛隊基地の庁舎の所 在地	—	—	◇NHK 松江放送局、 ◇株式会社 FM 山陰、 ◇株式会社山陰放送、 ◇山陰中央テレビジョン放送株式会社 ◇日本海テレビジョン放送株式会社	—
			◇隠岐汽船株式会社、石見交通株式会社 ◇日本通運株式会社松江支店 ◇島根県トラック協会	—
			(◇航空自衛隊第3輸送航空隊本部防衛部 (美保基 地)) ◇陸上自衛隊出雲駐屯地	—

注) () は県外の防災拠点

表 3-1-1 防災拠点一覧

拠 点 種 類 搬動物資等の備蓄拠点又は 集積拠点 ◆空 港	第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点		第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点
	第1/2/3種空港	◇出雲空港、石見空港、(米子空港)、隠岐 空港		
◆ヘリポート	その他の中空港	—	◆専用ヘリポート ◇施設名 or 地区名 海士町《吉津》、知夫村《知夫》、西ノ 島《美田》	◇左記以外の場外離着陸場 ◇施設名 or 地区名 松江運動公園、東出雲球場、広瀬町《主訓 練場》、安来市《安来球場》、横田町《広瀬中央 公園》、横田町《横田公園》、仁多町《三成公園》、 大東町《丸子山公園》、加茂町《加茂中央公園》、 湖陵町《湖陵総合公園》、平田市《平田小グラ ンド》、浜山公園、大社球場、大田市《大田自 転車競技場》、温泉津町《温泉津町総合グラン ド》、川本町《川本町民球場》、端恵町《青少年 旅行村》、江津市《江津中央公園》、美都町《美都 市営陸上競技場》、平日市《平日C.P.》、正 月市《正月C.P.》、日原町《日原C.P.》、四日 市《四日市運動公園》、三隅町《三隅町民運動公 園》、津和野《津和野町民運動公園》、匹見 町《匹見小グランド》、日高町《日高運動公園》、 玉湯《玉湯町民野球場》、旭町《旭公園》、弥栄《弥 栄村運動広場》、今福《今福野球場》、石見町《石 見町総合グランド》、大和村《大和村民グラ ンド》、下原《下原運動公園》、佐山《佐山運動公 園》、出雲駐屯地、安来運動公園、美保関野球場 、佐山《佐山運動場》、仁摩町《仁摩運動場》、 佐山《佐山運動場》、仁摩町《仁摩運動場》、 美保關運動場《美保關運動場》、鎌浜ふれあい廣 場、くにびき《くにびき運動場》、佐田中学校、多伎海 岸、柿木、羽須美《羽須美運動公園》、桜江町 《川戸》、掛合《掛合》、邑智《邑智》、B&G《海 洋センター》、松江競技場、鳥根医大、鳥根町 《野波》、浜田《浜田ヘリポート》
◆港湾、漁港	特定／重要／地方 避難港	◇(境港)、浜田港、西郷港、河下港 その他港湾・漁港 ◆鐵道駅前広場	◇三隅港、久手港、江津港、益田港、別府港 ◇浜田漁港、恵晨漁港、和江漁港 ◇JR 松江駅広、出雲駅広、大田駅広、浜 田駅広、益田駅広 その他駅広	— — — — —

注) () は県外の防災拠点

表 3-1-1 防災拠点一覧

拠 点 種 類	第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点	第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点
◆広域防災拠点 (備蓄基地)	—	◇消防学校（松江市乃木福富）	—
◆道路空間を活用した 防災拠点（IC、道の駅）	—	—	◇インター・チェック・パーキング等 浜田 IC、旭 IC、瑞穂 IC、六日市 IC、 安来 IC、金城 PA
◆地域避難地	—	—	◇道の駅 掛合の里、頓原、ゆうひパーク浜田、 瑞穂 ゆうひパーク三隅、大社ご縁広 場、広瀬富田城 奥出雲おろちルート サンエイト美都、赤来高原 グリーン ロード大和、かきのきむら、湯ノ川、 多伎の宿場
災害医療拠点 ◆病院等	—	—	◇病 院 島根医大付属病院、国立大田病院、國 立浜田病院、県立中央病院、松江市立 病院、平田市立病院、雲南総合病院、 島後町村組合隠岐病院、松江赤十字病 院、益田赤十字病院、済生会江津総合 病院、松江生協病院 ◇鳥根県赤十字血液センター
防災拠点の箇所数 県内（県外）	1～3次の合計 310（17）	1次の防災拠点の箇所数合計 16（12）	2次の防災拠点の箇所数合計 202（5）
			3次の防災拠点の箇所数合計 92（0）

注) () は県外の防災拠点

2. 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路ネットワーク計画では、自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえ、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークを策定する。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの分類

ネットワークは震災後の利用特性により、以下の3つに区分する。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市庁舎及び空港、重要港湾等を連絡する道路。

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画の留意点

ネットワークの設定に際しては、以下の事項に留意した。

① 対象路線について

◇一般国道及び幹線的な道路（中山間地域の東西道路、生活圏中心都市へのアクセス道路、現在重点的に整備を行っている路線）は、原則として緊急輸送道路に設定している。ただし、著しく狭隘な区間が存在し、年間を通しての通行が出来ない路線については、緊急輸送道路から除外する。

《例》・国道488号の広島県境部（ほとんど未改良であり、また冬期間、通行不能となる）

◇既設道路及び概ね五箇年以内に供用予定の道路を対象とする。

《例》・一般国道9号安来道路……………五箇年以内に部分供用開始
・一般国道9号出雲バイパス……………五箇年以内に部分供用開始

◇道路法上の道路以外の道路（河川管理用道路、臨港道路等）についても必要に応じて計画に含める。

《例》・浜田港臨港道路……………浜田港へのアクセス路等

② 緊急輸送道路がネットワークとして機能を果たすための配慮

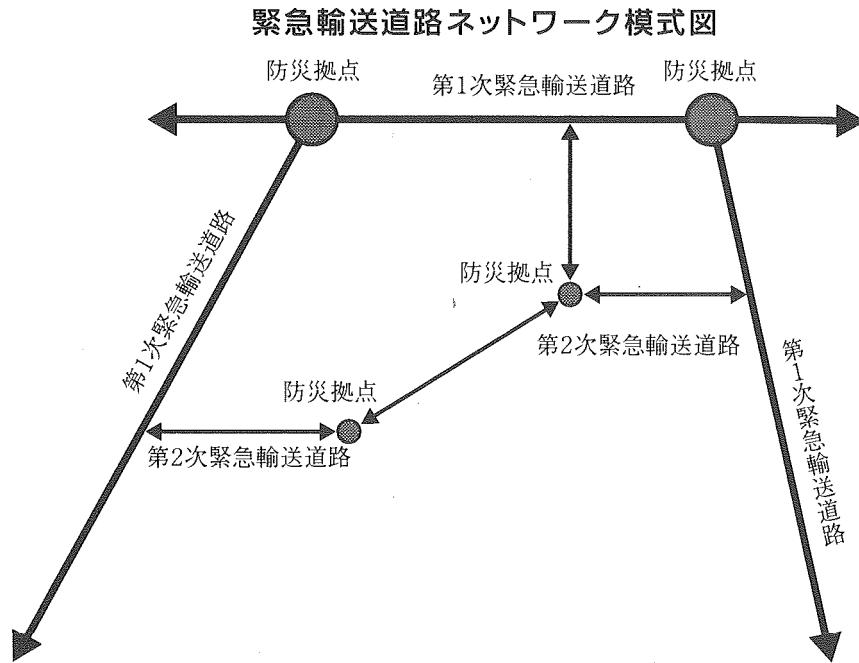
◇原則として1次及び2次の緊急輸送道路は、他の2次以上の緊急輸送道路と接続するように配慮する。

◇第1次緊急輸送道路としては、主に高規格幹線道路、国道等でそのネットワークを形成している。

・東西については鳥取県、山口県との県庁所在地を結ぶ国道9号、南北につ

いては広島県との県庁所在地とを結ぶ国道54号及び、隣接する広域市町村圏の中心都市を結ぶ高規格幹線道路や一般国道等で広域的なネットワークを形成している。

◇各防災拠点へは、原則として2方向以上のアクセス道路を設定しており、第1次緊急輸送道路で囲まれたエリア内についても、県道を中心とした第2次緊急輸送道



路で、『第1次緊急輸送道路～各防災拠点～第1次緊急輸送道路』というネットワークを形成している。（下図参照）

③ 多重性・代替性の確保（1次、2次路線について）

◇第1次・第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性（迂回路や他の交通機関）を確保したネットワークとなるように配慮する。

《例》・島根県の東西を連絡する路線として、国道9号（1次緊急輸送道路）の他、
（主）川本波多線、（主）弥栄旭インター線をはじめとした中山間地域の東西道路を設定。

- ・県東部においては、宍道湖・中海をはさんで国道9号と国道431号の2本の第1次緊急輸送道路を設定し、多重性につとめた。
- ・半島部、海岸部、隠岐については、主要な港湾（漁港）へのアクセス道路を1次あるいは2次の緊急輸送道路に設定して、陸路だけでなく海路によるネットワークも考慮した。

（七類港、恵曇漁港、河下港、浜田港、別府港………）等
・空港（出雲空港、石見空港、隠岐空港、米子空港）については第1次緊急

輸送道路で、また隱岐島前3町村に対してはヘリポートを第2次緊急輸送道路で結ぶことにより代替性を確保したネットワークとしている。

◇大規模構造物（長大橋、長大トンネル）が存在する路線・区間に対しては、迂回路を設定する。

《例》・国道9号神立橋に対しては、

県道十六島直江停車場線～県道斐川出雲大社線～県道矢尾今市線
を代替路線とした。

・国道9号神戸橋に対しては

国道184号～県道多伎江南出雲線～県道大社立久恵線
を代替路線とした。等

④ 単路線の孤立町村の解消

◇単路線の孤立市町村が存在しないように、市町村役場と第1次緊急輸送道路とを結ぶ路線（第2次緊急輸送道路）は、原則として2方向以上について設定する。

（前ページ図参照）

《例》・島根町の場合……………（主）松江島根線→国道431号

（主）松江鹿島美保関線→国道485号（431号）

・広瀬町の場合……………国道432号→国道9号

（主）安来木次線→国道9号

・弥栄村の場合……………（主）弥栄旭インター線→国道186号

（一）長安野坂線→国道9号等

⑤ その他脆弱区間への対応

◇今後、概ね五箇年以内で整備が終わる路線（区間）については、緊急輸送道路として取り上げる。

《例》・（主）仁摩瑞穂線大森・水上工区等

◇市町村道、農林道などが、県道の脆弱区間の迂回路となっているところでは、市町村道、農林道を緊急輸送道路として取り上げる。

《例》・（主）浜田作木線の羽須美村～瑞穂町（一部、町道、農道を経由）

・（一）柿木津和野停車場線の柿木村～津和野町（一部、町道を経由）等

（3）緊急輸送道路ネットワーク計画

次ページ以降に島根県緊急輸送道路ネットワーク計画路線一覧表とネットワーク図を示す。

表 3-2-1 緊急輸送道路ネットワーク計画等総括表

別紙-3

緊急輸送道路区分 (第1次)	道路種別		路線数	道路延長(km)整数止め
		既 設	2	59
高速自動車国道	計 画	0	0	
	既 設	0	0	
都市高速道路	計 画	0	0	
	既 設	0	0	
その他有料道路（公団／公社等）	既 設	1	1	
	計 画	1	19	
一般国道（指定区間）	既 設	3	326	
	計 画	0	0	
一般国道（指定区間外）	既 設	9	312	
	計 画	0	0	
主要地方道	既 設	13	105	
	計 画	0	0	
一般県道	既 設	12	20	
	計 画	0	0	
市町村道	既 設	3	2	
	計 画	0	0	
その他道路（緊急用河川敷道路等）	既 設	1	1	
	計 画	0	0	
小計（第1次）	既 設	43	825	
	計 画	1	19	

緊急輸送道路区分 (第2次)	道路種別		路線数	道路延長(km)整数止め
		既 設	0	0
高速自動車国道	計 画	0	0	
	既 設	0	0	
都市高速道路	計 画	0	0	
	既 設	0	0	
その他有料道路（公団／公社等）	既 設	0	0	
	計 画	0	0	
一般国道（指定区間）	既 設	1	1	
	計 画	0	0	
一般国道（指定区間外）	既 設	6	202	
	計 画	0	0	
主要地方道	既 設	30	413	
	計 画	0	0	
一般県道	既 設	32	107	
	計 画	0	0	
市町村道	既 設	48	53	
	計 画	0	0	
その他道路（緊急用河川敷道路等）	既 設	11	20	
	計 画	2	2	
小計（第2次）	既 設	128	796	
	計 画	2	2	

緊急輸送道路区分 (第3次)	道路種別		路線数	道路延長(km)整数止め
		既 設	0	0
高速自動車国道		計 画	0	0
		既 設	0	0
都市高速道路		計 画	0	0
		既 設	0	0
その他有料道路（公団／公社等）		計 画	0	0
		既 設	0	0
一般国道（指定区間）		計 画	0	0
		既 設	0	0
一般国道（指定区間外）		計 画	0	0
		既 設	1	0
主要地方道		既 設	8	45
		計 画	0	0
一般県道		既 設	4	5
		計 画	0	0
市町村道		既 設	13	8
		計 画	0	0
その他道路（緊急用河川敷道路等）		既 設	0	0
		計 画	0	0
小計（第3次）		既 設	26	58
		計 画	0	0

合計(第1、2、3次)		既 設	177	1679
		計 画	3	21

表 3-2-2 緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

機能区分	道路種別	路線名	延長	区間
第1次	高速自動車国道	中国横断自動車道広島浜田線	36.5	全線
	高速自動車国道	中国縦貫自動車道	22.3	全線
	その他有料道路	国道9号(安来道路)	18.7	全線
	その他有料道路	国道431号	0.9	境水道大橋
	国道(指)	国道9号	246.1	全線(但し、江津バイパス交点～(一)嘉久志インター線交点の現道部を除く)
	国道(指)	国道54号	64.5	全線
	国道(指)	国道191号	15.0	全線
	国道(指外)	国道186号	28.5	全線
	国道(指外)	国道187号	37.6	全線
	国道(指外)	国道191号	41.9	全線
	国道(指外)	国道261号	26.2	県境～(主)川本波多線交点
	国道(指外)	国道314号	48.5	全線
	国道(指外)	国道375号	48.0	全線
	国道(指外)	国道431号	33.1	(一)矢尾今市線交点～(市)大手前東線
	国道(指外)	国道431号	21.6	(一)国道485号交点～境水道大橋(新道)
	国道(指外)	国道432号	19.5	県境～国道314号交点
	国道(指外)	国道485号	2.1	隱岐空港線交点～西郷港
	国道(指外)	国道485号	2.7	七類港～国道431号交点
	国道(指外)	国道485号	2.4	国道431号交点～国道9号交点
	主要地方道	益田阿武線	2.3	国道9号交点～(一)石見空港飯田線交点
	主要地方道	松江島根線	3.1	国道9号交点～国道431号交点
	主要地方道	斐川一畠大社線	6.2	国道9号交点～国道431号交点
	主要地方道	松江木次線	20.3	国道9号交点～(主)玉湯吾妻山線交点
	主要地方道	玉湯吾妻山線	17.7	(主)松江木次線交点～国道314号交点
	主要地方道	出雲三刀屋線	15.7	全線
	主要地方道	仁摩瑞穂線	19.3	(主)大田桜江線交点～(主)川本波多線交点(川本町川本)
	主要地方道	隱岐空港線	4.9	全線
	主要地方道	益田停車場線	0.5	全線
	主要地方道	松江鹿島美保関線	1.4	国道9号交点～(市)大手前東線交点
	主要地方道	川本波多線	3.8	(主)仁摩瑞穂線交点～国道261号交点
	主要地方道	大田桜江線	8.9	国道375号交点～(主)仁摩瑞穂線交点
	主要地方道	益田澄川線	0.7	(主)益田停車場線交点～(市)あけぼの有明線交点
	一般県道	西浜田停車場線	0.3	(一)浜田商港線交点～(一)浜田商港線交点
	一般県道	松江温泉停車場線	0.7	(市)北松江停車場恵曇線交点～(主)松江鹿島美保関線交点
	一般県道	浜田商港線	1.4	国道9号交点～(一)西浜田停車場線交点
	一般県道	浜田商港線	1.1	(一)西浜田停車場線交点～臨港道路交点
	一般県道	出雲空港線	4.0	全線
	一般県道	鰐淵寺線	5.0	(主)斐川一畠大社線交点～(一)十六島直江停車場線交点(平田市国富町地内)
	一般県道	蟠竜湖線	0.2	(一)石見空港線交点～国道9号交点
	一般県道	十六島直江停車場線	1.1	(一)鰐淵寺線交点～国道431号交点
	一般県道	遙堪今市線	0.6	(一)矢尾今市線交点～国道9号交点
	一般県道	矢尾今市線	2.8	全線
	一般県道	石見空港線	1.2	全線
	一般県道	嘉久志インター線	0.5	全線
	一般県道	石見空港飯田線	1.3	全線
	松江市道	北松江停車場恵曇線	0.4	国道431号交点～(一)松江温泉停車場線交点
	松江市道	大手前東線	0.9	(主)松江鹿島美保関線交点～国道485号交点
	益田市道	あけぼの有明線	0.6	(主)益田澄川線交点～国道191号交点
	その他道路	浜田港臨港道路	0.6	国道9号交点～(一)浜田商港線交点
	小計		843.6	

機能区分	道路種別	路線名	延長	区間
第2次	国道（指）	国道9号	1.1	(一)嘉久志インター線交点～(一)三次江津線交点
	国道（指外）	国道184号	40.3	国道9号交点～(主)川本波多線交点
	国道（指外）	国道261号	29.5	国道9号交点～(主)川本波多線交点
第2次	国道（指外）	国道431号	3.7	国道9号交点～(町)馬渡恵美須線交点
	国道（指外）	国道431号	5.6	(一)斐川出雲大社線交点～(一)矢尾今市線交点
	国道（指外）	国道431号	1.4	(市)大手前東線交点～(市)春日東奥谷線交点
	国道（指外）	国道431号	1.6	(市)春日東奥谷線交点～(主)松江島根線交点
	国道（指外）	国道431号	0.3	国道485号交点～(市)春日東奥谷線交点
	国道（指外）	国道432号	51.8	国道314号交点～国道9号交点
	国道（指外）	国道485号	27.1	(主)西郷布施線交点～(主)隱岐空港線交点
	国道（指外）	国道485号	7.6	(一)西ノ島海士線交点～(一)国賀海岸線交点
	国道（指外）	国道488号	33.2	国道9号交点～(一)波佐匹見線交点
	主要地方道	新南陽日原線	4.6	(一)柿木津和野停車場線交点～国道187号交点
	主要地方道	甲田作木線	1.7	(主)浜田作木線交点～国道375号交点
	主要地方道	浜田八重可部線	0.7	(市)浜田停車場瀆線交点～(市)浜田停車場瀆線交点
	主要地方道	浜田八重可部線	32.6	(主)桜江金城線交点～瑞穂 IC
	主要地方道	吉田瑞穂線	2.4	(一)高見出羽線交点～国道261号交点
	主要地方道	浜田作木線	4.2	(一)市木井原線交点～(一)皆井田江津線交点
	主要地方道	浜田作木線	10.4	(村)雪田岩屋線交点～(主)甲田作木線交点
	主要地方道	安来伯太日南線	22.5	(主)安来木次線交点～(一)草野横田線交点
	主要地方道	萩津和野線	14.7	全線
	主要地方道	横田多里線	0.3	国道314号交点～横田町役場
	主要地方道	益田阿武線	14.6	(一)石見空港飯田線交点～県境
	主要地方道	松江島根線	10.3	国道431号交点～(主)松江鹿島美保関線交点
	主要地方道	松江停車場線	0.5	全線
	主要地方道	松江木次線	7.3	(主)玉湯吾妻山線交点～国道54号交点
	主要地方道	玉湯吾妻山線	1.5	国道314号交点～国道432号交点
	主要地方道	出雲市停車場線	0.7	全線
	主要地方道	出雲大社線	5.1	全線
	主要地方道	浜田港線	1.2	全線
	主要地方道	浜田美都線	33.7	全線
	主要地方道	松江鹿島美保関線	9.9	(市)北松江停車場恵曇線交点～恵曇漁港
	主要地方道	松江鹿島美保関線	21.1	(主)松江島根線交点～国道485号交点
	主要地方道	掛合上阿井線	8.3	国道54号交点～(村)梅木曾木線交点
	主要地方道	湖陵掛合線	0.7	国道9号交点～湖陵町役場
	主要地方道	湖陵掛合線	13.4	国道184号交点～国道54号交点
	主要地方道	川本波多線	39.6	全線(但し、第一次緊急輸送道路区間を除く)
	主要地方道	桜江金城線	10.2	国道261号交点～(一)桜江旭インター線交点
	主要地方道	桜江金城線	3.7	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点
	主要地方道	六日市匹見線	34.1	全線
	主要地方道	西郷都万五箇線	35.4	全線
	主要地方道	安来木次線	12.4	国道9号交点～国道432号交点
	主要地方道	安来木次線	2.5	国道54号交点～木次町役場
	主要地方道	西郷布施線	0.4	国道485号交点～(町)中町中筋線交点
	主要地方道	西郷布施線	19.2	臨港道路交点～国道485号交点
	主要地方道	三隅美都線	0.8	国道9号交点～(町)田原向野田郷線
	主要地方道	弥栄旭インター線	15.0	(一)長安野坂線交点～(町)袖根旭線交点
	主要地方道	弥栄旭インター線	2.0	(町)坂本小国線交点～(主)浜田八重可部線交点
	主要地方道	弥栄旭インター線	0.7	(主)浜田八重可部線交点～旭 IC
	主要地方道	大東東出雲線	4.3	八雲村役場～国道9号交点
	主要地方道	瑞穂赤来線	0.3	(一)邑智赤来線交点～国道54号交点

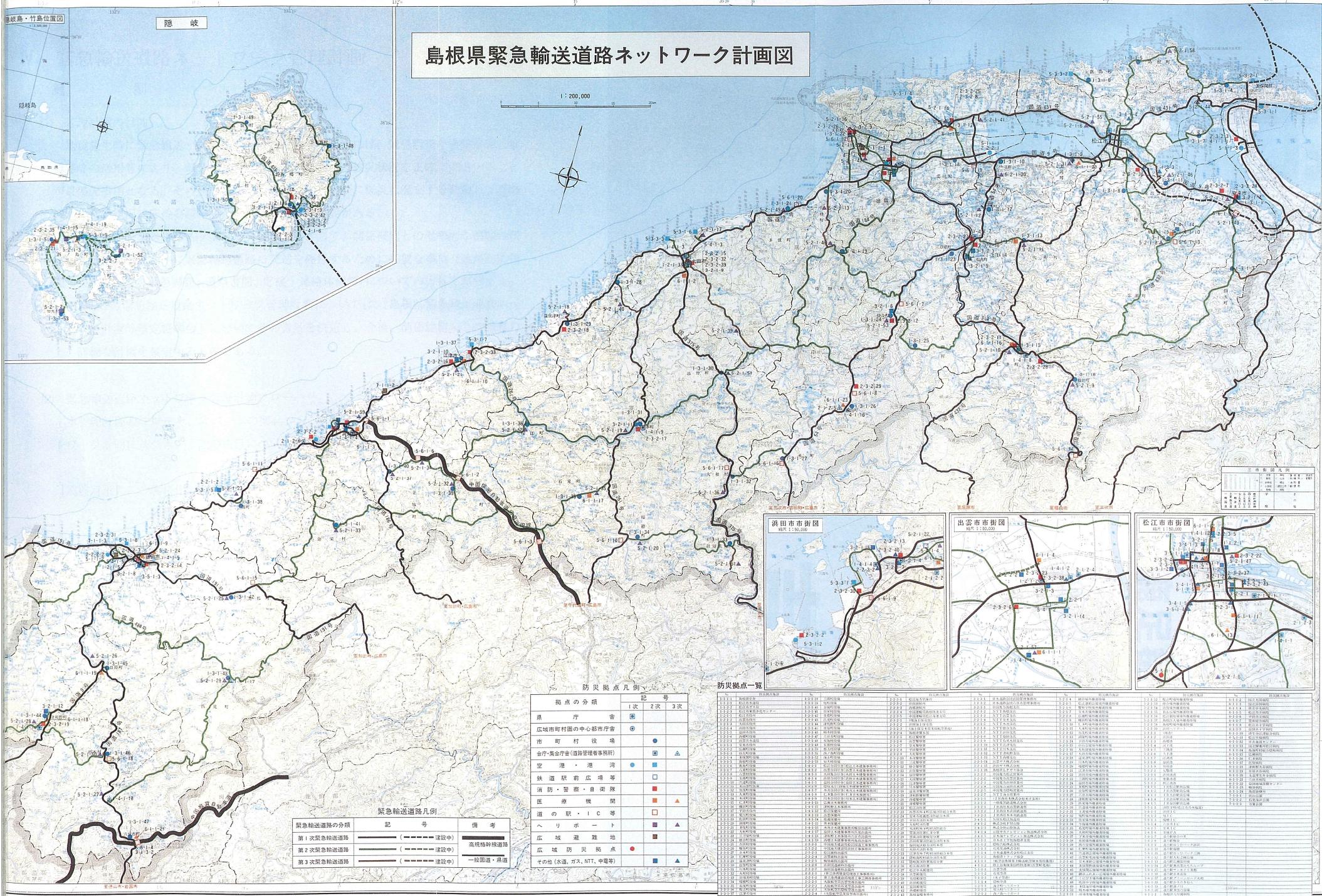
機能区分	道路種別	路線名	延長	区間
第2次	主要地方道	瑞穂赤来線	10.2	(町)古市塩谷線交点～国道375号
	一般県道	三次江津線	0.4	国道9号江津バイパス交点～国道9号交点
	一般県道	松江七ヶ港線	1.7	全線
	一般県道	斐川出雲大社線	7.2	(一)十六島直江停車場線交点～(一)矢尾今市線交点
	一般県道	斐川出雲大社線	1.7	(一)大社立久恵線交点～国道431号交点
	一般県道	大社立久恵線	3.8	(一)斐川出雲大社線交点～(一)外園高松線交点
	一般県道	大社立久恵線	0.8	国道9号交点～(一)多伎江南出雲線交点
	一般県道	吉田頓原線	0.4	頓原町役場～国道54号交点
	一般県道	和江港大田市停車場線	3.2	全線
	一般県道	平田莊原線	4.8	国道431号交点～(一)出雲空港線交点
	一般県道	柿木津和野停車場線	2.5	(主)新南陽日原線交点～(町)唐人屋線交点
	一般県道	柿木津和野停車場線	3.6	(町)唐人屋線交点～国道9号交点
	一般県道	馬潟港線	1.6	(一)東出雲馬潟港線交点～国道9号交点
	一般県道	宍道湖公園線	0.5	全線
	一般県道	蟠竜湖線	0.4	(一)蟠竜湖高津線交点～(一)石見空港線交点
	一般県道	蟠竜湖高津線	1.9	全線
	一般県道	草野横田線	10.7	(主)安来伯太日南線交点～国道432号交点
	一般県道	本庄福富松江線	1.5	大海崎堤防道路交点～(市)朝酌上宇部尾線交点
	一般県道	本庄福富松江線	4.5	(市)朝酌上宇部尾線交点～国道485号交点
	一般県道	大根島線	0.5	大海崎堤防道路交点～(町)入江江島線交点
	一般県道	浜乃木湯町線	3.2	(主)松江木次線交点～国道9号
	一般県道	杉戸仁多線	4.0	(村)梅木曾木線交点～(村)深野線交点
	一般県道	稗原木次線	0.6	(主)安来木次線交点～国道314号交点
	一般県道	邑智赤来線	0.6	(町)古市塩谷線交点～(主)瑞穂赤来線交点
	一般県道	十六島直江停車場線線	1.1	(一)斐川出雲大社線交点～国道9号交点
	一般県道	多伎江南出雲線	4.2	(一)大社立久恵線交点～(市)南本町線交点
	一般県道	多伎江南出雲線	1.1	(市)有原東町線交点～国道9号交点
	一般県道	池田久手停車場線	1.4	国道9号交点～久手港
	一般県道	高見出羽線	1.7	(町)石堂線交点～(主)吉田瑞穂線交点
	一般県道	皆井田江津線	1.7	(主)浜田作木線交点～国道261号交点
	一般県道	桜江旭インター線	3.7	全線
	一般県道	浜田停車場線	0.2	浜田市都計道長沢田町線交点～国道9号交点
	一般県道	長安野坂線	4.4	全線
	一般県道	波佐匹見線	14.8	国道191号交点～国道488号交点
	一般県道	海士島線	3.5	海士町役場～国民宿舎前
	一般県道	知夫島線	1.1	知夫村役場～臨港道路交点
	一般県道	市木井原線	7.4	全線
	一般県道	益田吉田線	0.6	国道9号交点～国道191号交点
松江市道	北松江停車場恵曇線	0.9	(一)松江温泉停車場線交点～(主)松江鹿島美保関線交点	
松江市道	春日東奥谷線	2.2	(主)松江鹿島美保関線交点～国道431号交点	
松江市道	嫁島公園線	2.5	全線	
松江市道	朝酌上宇部尾線	4.5	全線	
松江市道	東津田鼻曲線	2.0	全線	
松江市道	南田大橋川線	0.3	全線	
松江市道	松江駅東通阿弥陀線	0.9	全線	
東出雲町道	中灘五反田線	0.2	国道9号交点～東出雲町役場	
八束町道	田島線	0.5	全線	
八束町道	入江江島線	2.3	全線	
八束町道	馬渡堤防線	0.4	全線	
加茂町道	加茂中央1号線	0.2	全線	
吉田村道	深野線	0.7	国道314号交点～(一)杉戸仁多線交点	

機能区分	道路種別	路 線 名	延 長	区 間
第2次	吉田村道	梅木曾木線	4.7	全線
	赤来町道	古市塩谷線	0.9	全線
	出雲市道	南本町線	0.8	全線
	出雲市道	有原東町線	1.8	全線
	出雲市道	浜山公園線	0.9	全線
	出雲市道	高松294号線	1.3	全線
	出雲市道	松寄下浜線	0.6	(主)出雲大社線交点～(市)植松浜線交点
	出雲市道	植松浜線	1.0	(市)松寄下浜線交点～国道431号交点
	大社町道	浜山公園線	0.7	(一)大社立久恵線交点～浜山公園
	大社町道	馬渡恵美須線	0.6	(町)神門中筋線交点～国道431号交点
	大社町道	神門中筋線	1.8	全線
	仁多町道	旧国道432号	0.9	(主)玉湯吾妻山線交点～国道432号交点
	大田市道	鳴滝大沢線	1.3	全線
	大田市道	鳴滝諏訪線	0.4	全線
	大田市道	栄町諸友線	0.4	(市)鳴滝諏訪線交点～(市)山崎大正東線交点
	大田市道	山崎大正東線	0.3	全線
	大田市道	雪見宮崎線	0.1	(市)山崎大正東線交点～国道375号交点
	瑞穂町道	石堂線	0.5	(一)高見出羽線交点～邑南地区広域農道交点
	瑞穂町道	淀田淀原線	0.2	全線
	羽須美村道	雪田岩屋線	0.9	(主)浜田作木線交点～邑南地区広域農道交点
	浜田市都市計画道路	長沢田町線	0.5	(一)浜田停車場線交点～(市)浜田停車場潰線交点
	浜田市道	浜田停車場長沢線	0.8	全線
	浜田市道	浜田停車場潰線	0.4	(一)浜田停車場線交点～(主)浜田八重可部線交点
	浜田市道	浜田停車場潰線	0.2	(主)浜田八重可部線交点～国道186号交点
	金城町道	柚根旭線	2.6	全線
	旭町道	坂本小国線	1.0	全線
	三隅町道	田原向野田郷線	0.2	(主)三隅美都線交点～国道9号交点
	日原町道	日原青原1号線	0.7	(町)日原市街線交点～国道187号交点
	日原町道	日原市街線	0.2	国道9号交点～(町)日原青原1号線交点
	美都町道	久原三谷線	0.1	国道191号交点～(町)都茂山料線交点
	津和野町道	唐人屋線	1.7	全線
	柿木村道	唐人屋線	3.1	全線
	西郷町道	中町中条線	1.9	国道485号交点～(町)荒木1号線交点
	西郷町道	荒木1号線	0.6	全線
	西郷町道	宮の前西町線	0.5	(町)荒木1号線交点～(主)西郷布施線交点
	海士町道	宇受賀線	0.4	(一)海士島線交点～ヘリポート入口
	その他道路	大井地区農免農道	3.0	(一)馬渦港線交点～(市)朝酌上宇部尾線交点
	その他道路	大海崎堤防道路	2.0	(一)本庄福富松江線交点～(町)田島線交点
	その他道路	7号支線道路	0.8	(町)田島線交点～(一)大根島線交点
	その他道路	馬渡堤防道路	0.5	(町)馬渡堤防線交点～江島幹線道路交点
	その他道路	江島幹線道路	0.6	馬渡堤防道路交点～本庄地区農免農道交点
	その他道路	本庄地区農免農道	4.0	国道431号交点～江島堤防道路交点
	その他道路	邑南広域農道	4.3	(町)石堂線交点～(村)雪田岩屋線交点
	その他道路	江津港臨港道路	0.6	国道9号交点～江津港
	その他道路	浜田漁港臨港道路	1.5	国道9号交点～(主)浜田港線交点
	その他道路	三隅港臨港道路	2.2	全線
	その他道路	西郷港臨港道路	1.2	西郷港～(主)西郷布施線交点
	その他道路	海士港臨港道路	0.5	(一)海士島線交点～海士港
	その他道路	来居港臨港道路	0.8	(一)知夫島線交点～来居港
	小 計		798.0	

機能区分	道路種別	路線名	延長	区間
第3次	国道（指外）	国道431号	0.4	(主)大社日御崎線交点～(一)大社立久恵線交点
	主要地方道	溝口伯太線	2.6	全線
	主要地方道	甲田作木線	4.3	村道交点(羽須美村上田・ヘリポート入口)～(主)浜田作木線交点
	主要地方道	津和野田万川線	0.5	(主)萩津和野線交点～町道交点(津和野町田二穂・ヘリポート入口)
	主要地方道	玉湯吾妻山線	0.6	国道9号交点～町道交点(玉湯町湯町・町民球場入口)
	主要地方道	仁摩瑞穂線	6.5	国道9号交点～(主)大田桜江線交点
	主要地方道	三瓶山公園線	20.0	全線
	主要地方道	湖陵掛合線	9.9	湖陵町役場～国道184号交点
	主要地方道	益田澄川線	0.7	(市)あけぼの有明線交点～(市)益田公園徳原線交点
	一般県道	東出雲馬潟港線	2.2	国道9号交点～(一)馬潟港線交点
	一般県道	温泉津停車場線	0.7	(町)松山線交点～国道9号交点
	一般県道	波根久手線	0.7	ヘリポート～(一)池田久手停車場線交点
	一般県道	羽須美大和線	1.0	(主)瑞穂赤来線交点～ヘリポート
	松江市道	東朝日町中央線	0.3	(市)大橋川東津田線交点～(市)大正町西津田線交点
	松江市道	大橋川東津田線	0.3	(市)松江駅東通阿弥陀線交点～(市)東朝日町中央線交点
	松江市道	大正町西津田線	1.1	国道9号交点～(市)松江駅東通阿弥陀線交点
	宍道町道	大森上来待線	1.0	国道54号交点～宍道運動公園
	加茂町道	三代線	0.4	国道54号交点～加茂町運動公園
	横田町道	川西五反田線	0.6	国道314号交点～ヘリポート
	平田市道	沖ノ島幹線	0.9	国道431号交点～宍道湖公園
	温泉津町道	松山線	1.0	全線
	温泉津町道	温泉津港線	0.9	総合運動場～(町)松山線交点
	三隅町道	岡崎線	0.2	国道9号交点～(町)日ノ原岡崎線交点
	三隅町道	日ノ原岡崎線	0.1	(町)岡崎線交点～(町)日ノ原堤防1号線交点
	三隅町道	日ノ原堤防1号線	0.4	(町)日ノ原堤防1号線交点～運動公園入口
	益田市道	益田公園徳原線	0.6	国道191号交点～(主)益田澄川線交点
小計			57.9	
合計			1,699.5	

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図

1 : 200,000



IV 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

1. 総 則

(1) 管理計画の目的

地震発生時に緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるためには、緊急調査や道路情報収集機器等の活用等により、緊急輸送道路に指定した路線の被災状況を正確に把握することが最優先事項となる。その後、緊急輸送道路区分ならびに被災状況を十分勘案し、道路啓開、応急復旧、応援要請等必要な措置を講ずる必要がある。

従って、緊急輸送道路ネットワーク管理計画として、関係機関との効率的な情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送道路の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、緊急調査、道路啓開、応援・連絡体制等）についての方針を整理する。

なお、この緊急輸送道路ネットワーク管理計画については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」においてその方針を決定し、今後、関係諸機関との調整の上、詳細な計画を策定するものである。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画フロー

本管理計画のフローを、次ページの図4-1-1に示す。本計画では、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、下記の項目について基本方針を策定する。

【震前対策】 ◇連絡体制の整備

- ◇緊急輸送道路ネットワークの整備
- ◇道路防災情報ネットワークの整備
- ◇関係機関との協力体制の整備

【震後対策】 ◇管理体制

- ◇緊急調査
- ◇緊急措置
- ◇道路啓開及び応急復旧
- ◇応援の要請・受け入れ

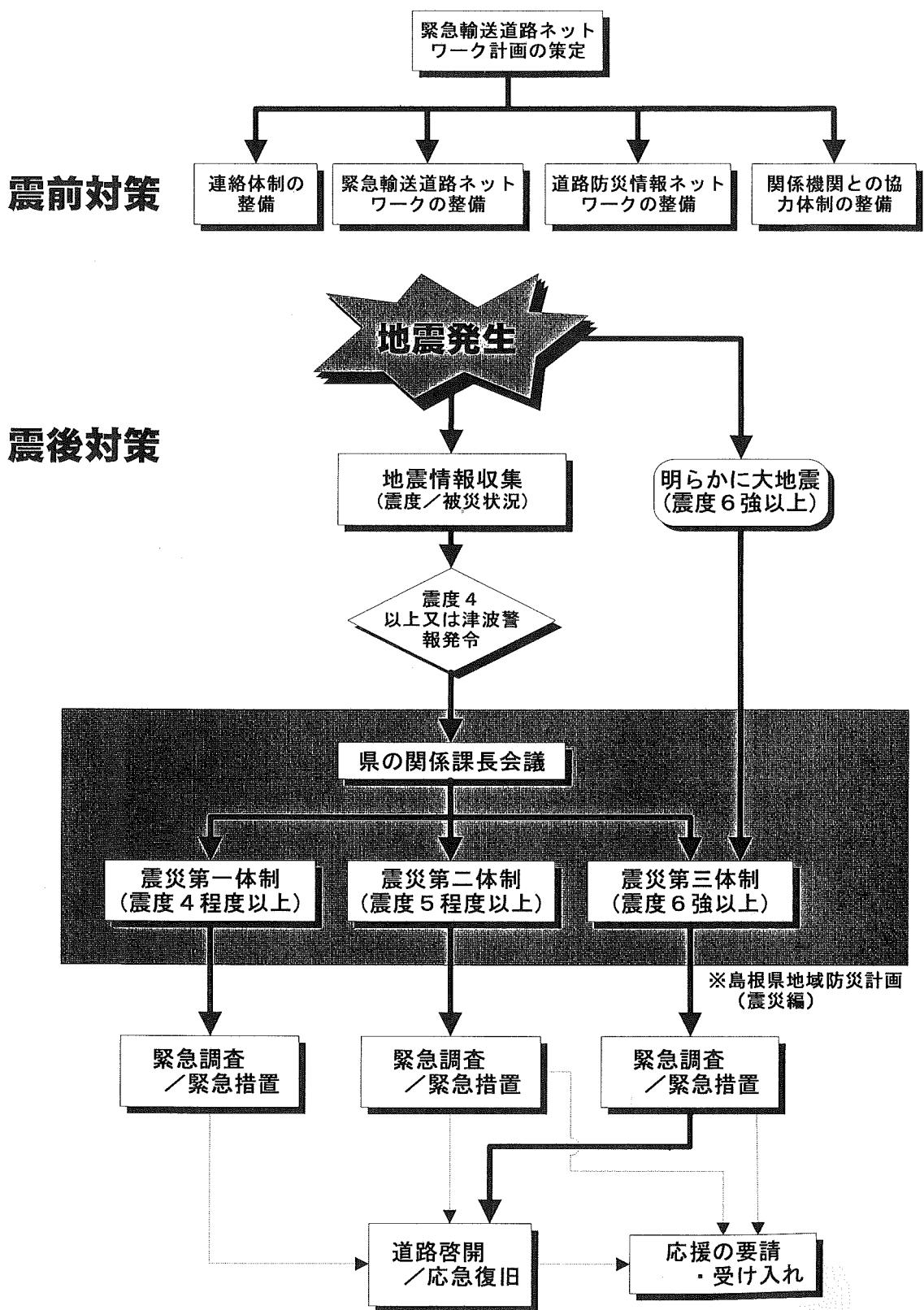


図 4-1-1 緊急輸送道路ネットワーク管理計画フロー

(3) 用語の定義

本管理計画で扱う用語について、次のように定義する。

1) 防災担当職員

震後対策を実施するために、あらかじめ定めた職員をいう。

2) 二次災害

一次災害発生後に、一次災害による道路機能の低下に伴って新たに生じる影響、または一次災害の拡大に伴って新たに生じる被害のうち、社会通念上災害と見なされるもの（例：道路被害の拡大に伴う交通事故等）をいう。

3) 緊急調査

地震発生後、速やかに道路の通行可能状況及び道路施設の被害の概要を把握するとともに、二次災害につながる可能性のある被害を発見するために行う調査をいう。

4) 緊急措置

緊急調査の結果、道路に被災のある場合または二次災害のおそれがあると判断される場合に、緊急調査を実施している者が行える範囲の軽微な措置であり、例えば通行の禁止または制限等の緊急的な措置をいう。

5) 道路啓開

道路損傷、道路上の崩土、倒壊物、放置車両等の交通障害物により通行不能となつた道路について、応急復旧作業や障害物除去により、災害応急対策等の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

6) 応急復旧

応急的に道路の輸送機能を確保するために行う復旧工事をいう。

2. 連絡体制

(1) 連絡体制

緊急輸送道路の道路状況、交通状況について、関係機関及び道路管理者間において敏速、的確な情報交換が行える連絡体制を構築する。

1) 関係機関との連絡体制及び連絡系統

関係機関との連絡体制は、「島根県地域防災計画（震災編）」に基づくものとし、市町村からの情報収集・伝達は各土木（建築）事務所を通じて道路整備課に連絡し、速やかに消防防災課に情報集約するものとする。これにより、指定行政機関や指定公共機関などの各関係機関との情報交換を図ることとする。（図4-2-1）

なお、緊急輸送道路の維持・管理及び、道路防災情報の収集、提供等にあたっては、それらを管理する各道路管理者が行う。（表4-2-1）

表 4-2-1 管理体制

道路管理者	管理対象道路	備考
中国地方建設局	所管する一般国道指定区間 (国道9号、54号、191号)	中国地方建設局松江国道工事事務所 中国地方建設局浜田工事事務所
島根県及び市町村	① 県管理の一般国道	島根県道路整備課
	② 主要地方道及び一般県道	島根県道路整備課
	③ 市町村道	市町村担当課
	④ 農林道等	島根県農林・港湾担当課
日本道路公団	① 中国縦貫自動車道 (島根県区間)	日本道路公団中国支社 六日市管理事務所
	② 中国横断自動車道広島浜田線 (島根県区間)	日本道路公団中国支社 浜田管理事務所
	③ 境水道大橋	日本道路公団中国支社 米子管理事務所

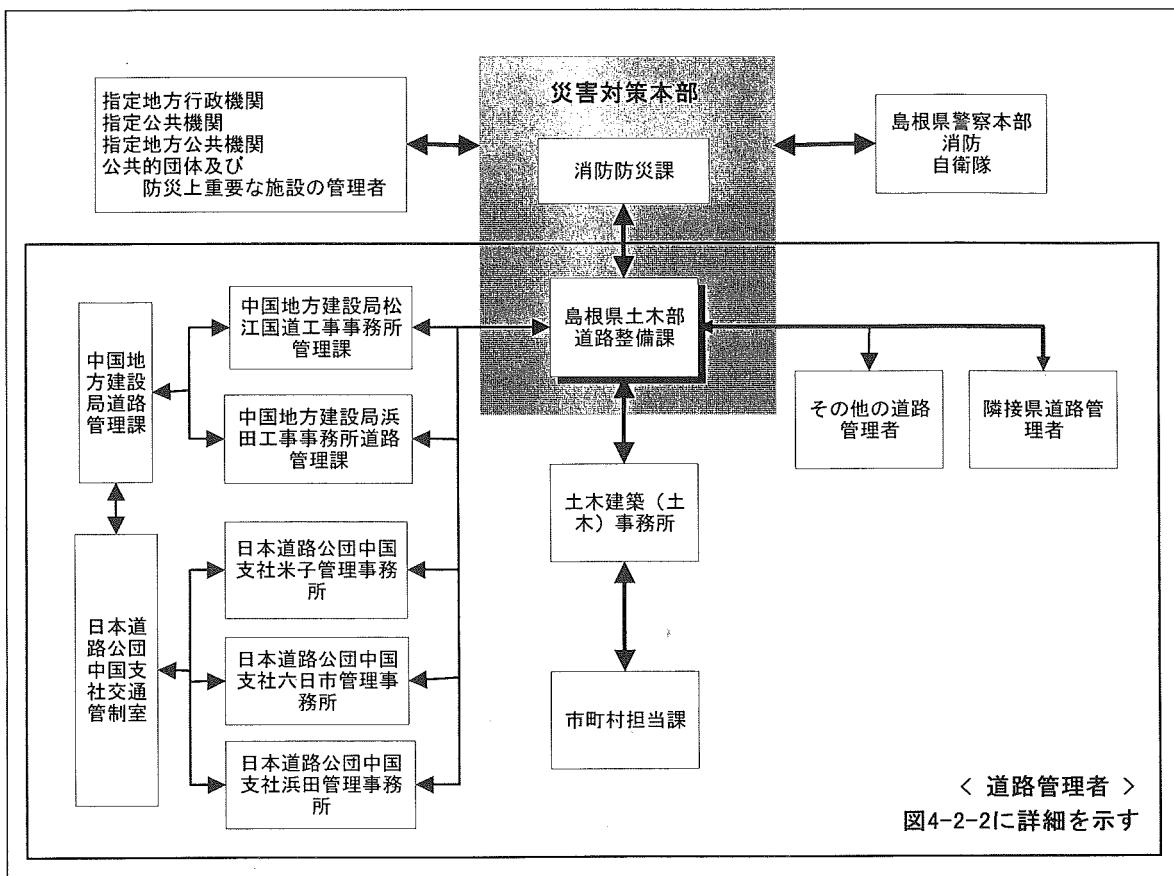


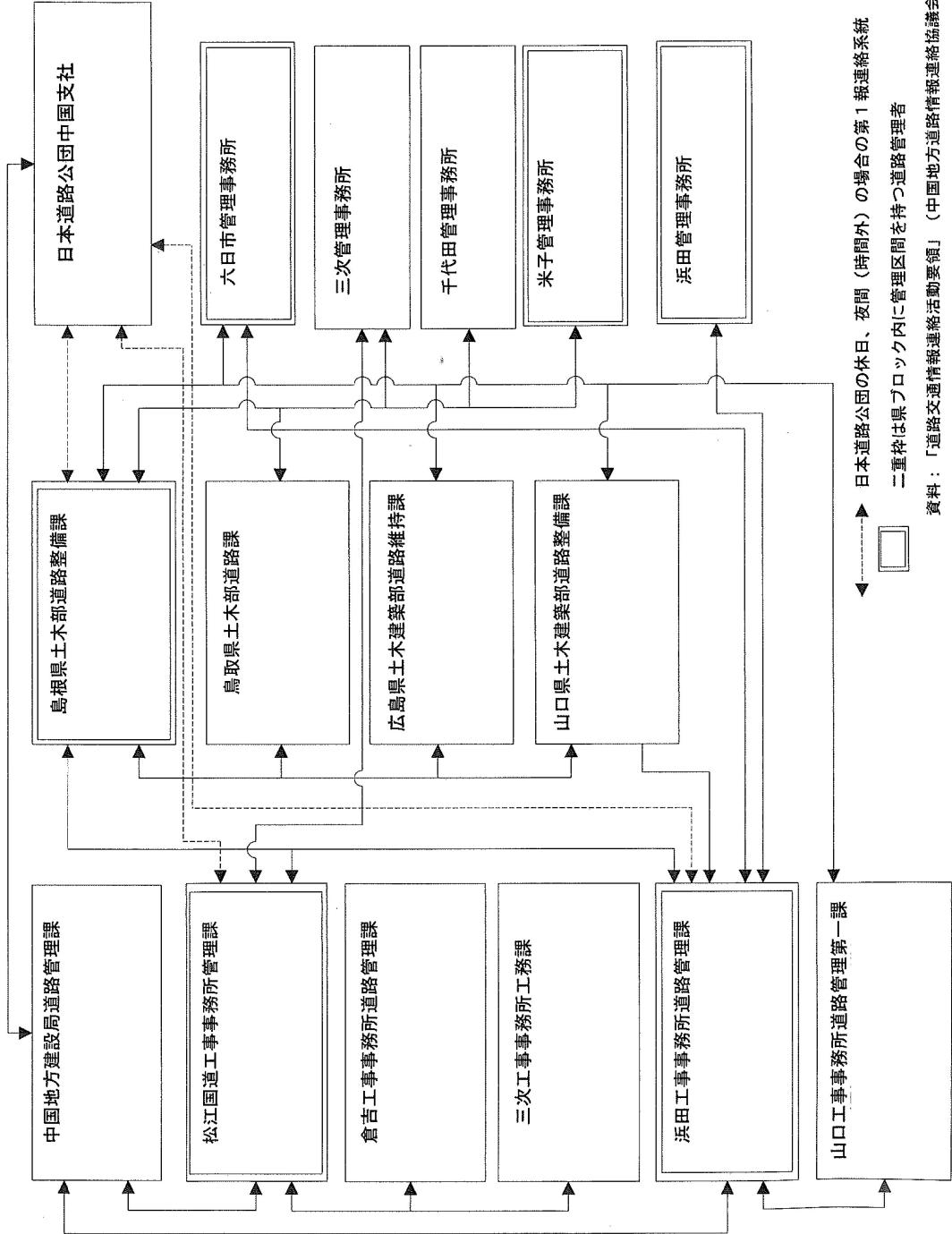
図 4-2-1 緊急輸送道路に関する連絡系統図

2) 道路管理者相互の連絡体制

道路管理者（建設省、島根県、日本道路公団、隣接県等）相互の連絡体制は、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づき、相互の情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。（図4-2-2）

ただし、市町村道については、島根県道路整備課でとりまとめ、各道路管理者へ連絡を行うものとする。

図 4-2-2 中国管内における道路管理者相互の連絡系統図（鳥根ブロック）



3. 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の現況及び整備

緊急輸送道路の整備状況については、現在の改良率が75.7%であるが、今後五ヶ年(平成8年度～12年度)で107.7kmを整備し、改良率を82.1%にする予定である。なお、緊急輸送道路毎の現況及び整備計画を表4-3-1、表4-3-2に示す。

(2) 点検及び耐震化

国道、県道、市町村道及び農林道等の各道路管理者は、各々の管理する緊急輸送道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等の整備を、また橋梁等の道路構造物については耐震補強等の対策を実施し、地震時の避難及び緊急物資等の輸送等に支障が生じないよう整備を推進する。

1) 橋梁等の耐震化対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について、定期的に点検を実施し、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設について、緊急性の高い箇所から順次対策を実施する。

2) 落石等通行危険箇所対策

落石等通行危険箇所について、日常点検及び定期的に総点検を実施し、緊急性の高い箇所から順次、法面保護施設等の整備により危険箇所の解消を図る。

表4-3-1緊急輸送道路総括表

道路種別	路線数	実延長 (km)	改良率(W=5.5 m 以上)		5カ年以内 改良予定延長(km)	5カ年以内 改良率(%)
			延長(km)	率(%)		
高速自動車国道	2	58.8	58.8	100.0	0.0	100.0
その他有料道路	2	19.6	0.9	4.6	6.1	35.7
一般国道	13	841.3	735.4	87.4	19.0	89.7
指定区間	3	326.7	325.1	99.5	1.6	100.0
指定区間外	11	514.6	410.3	79.7	17.4	83.1
県道	86	694.9	423.3	60.9	72.7	71.4
主要地方道	40	563.3	335.0	59.5	65.8	71.2
一般県道	46	131.6	88.3	67.1	6.9	72.3
一般国道・県道計	99	1536.2	1158.7	75.4	91.7	81.4
県管理国道・県道計	97	1209.5	833.6	68.9	90.1	76.4
市町村道	63	62.3	53.0	85.1	3.1	90.0
その他道路	14	22.6	15.8	69.9	6.8	100.0
合 計	180	1699.5	1287.2	75.7	107.7	82.1

第1次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長 (km)	改良率(W=5.5 m 以上)		5カ年以内 改良予定延長(km)	5カ年以内 改良率(%)
			延長(km)	率(%)		
高速自動車国道	2	58.8	58.8	100.0	0.0	100.0
その他有料道路	2	19.6	0.9	4.6	6.1	35.7
一般国道	11	637.7	601.6	94.3	9.8	95.9
指定区間	3	325.6	324.0	99.5	1.6	100.0
指定区間外	9	312.1	277.6	88.9	8.2	91.6
県道	25	125.0	92.4	73.9	9.9	81.8
主要地方道	13	104.8	75.3	71.9	9.9	81.3
一般県道	12	20.2	17.1	84.7	0.0	84.7
一般国道・県道計	36	762.7	694.0	91.0	19.7	93.6
県管理国道・県道計	34	437.1	370.0	84.6	18.1	88.8
市町村道	3	1.9	1.9	100.0	0.0	100.0
その他道路	1	0.6	0.6	100.0	0.0	100.0
合 計	44	843.6	756.2	89.6	25.8	92.7

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長 (km)	改良率(W=5.5 m 以上)		5カ年以内 改良予定延長(km)	5カ年以内 改良率(%)
			延長(km)	率(%)		
高速自動車国道	—	—	—	—	—	—
その他有料道路	—	—	—	—	—	—
一般国道	7	203.2	133.4	65.6	9.2	70.2
指定区間	1	1.1	1.1	100.0	0.0	100.0
指定区間外	6	202.1	132.3	65.5	9.2	70.0
県道	62	520.2	298.9	57.5	58.7	68.7
主要地方道	30	413.4	231.7	56.0	51.8	68.6
一般県道	32	106.8	67.2	62.9	6.9	69.4
一般国道・県道計	69	723.4	432.3	59.8	67.9	69.1
県管理国道・県道計	68	722.3	431.2	59.7	67.9	69.1
市町村道	48	52.6	43.9	83.5	3.1	89.4
その他道路	13	22.0	15.2	69.1	6.8	100.0
合 計	130	798	491.4	61.6	77.8	71.3

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線数	実延長 (km)	改良率(W=5.5 m 以上)		5カ年以内 改良予定延長(km)	5カ年以内 改良率(%)
			延長(km)	率(%)		
高速自動車国道	—	—	—	—	—	—
一般国道	1	0.4	0.4	100.0	0.0	100.0
指定区間	—	—	—	—	—	—
指定区間外	1	0.4	0.4	100.0	0.0	100.0
県道	12	49.7	32	64.4	4.1	72.6
主要地方道	8	45.1	28.0	62.1	4.1	71.2
一般県道	4	4.6	4.0	87.0	0.0	87.0
一般国道・県道計	13	50.1	32.4	64.7	4.1	72.9
県管理国道・県道計	13	50.1	32.4	64.7	4.1	72.9
市町村道	13	7.8	7.2	92.3	0.0	92.3
その他道路	—	—	—	—	—	—
合 計	26	57.9	39.6	68.4	4.1	75.5

緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表

別紙-4

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)				道路整備等状況(km、%)					DID 地区内道路整備等状況(km)				車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長		路線の多重化、代替性に関する状況と対応策		
			路線 延長 B			車線数別延長		5.5 m 以上改良済み区間	道路改良率 %	①の内の改良予定(5ヶ年以内)	道路改良率(5ヶ年以内)	(①-②)の内代替路がある区間延長=②	DID 地区内 4車線以上	DID 地区内 4車線未満	④の内の4車線以上の改修予定(5ヶ年以内)区間延長=④	脆弱区間延長(km)	代替路線の状況	脆弱路線に対する5ヶ年以内の対応策		
			4以上	4~2	2未満=①	A	A/B	(A+②)/B	(A+②)/B	(A+②)/B	(A+②)/B	区間延長=③	区間延長	区間延長=⑤	区間延長=⑥					
第1次	高速自動車国道	中国横断自動車道広島浜田線	36.5	0.0	36.5	0.0	36.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道186号	整備済	
	高速自動車国道	中国縦貫自動車道	22.3	22.3	0.0	0.0	22.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	小計		58.8	22.3	36.5	0.0	58.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	その他有料道路	国道9号	18.7	0.0	0.0	18.7	0.0	0.0	6.1	32.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.6	0.0	国道9号	整備を促進する	
	その他有料道路	国道431号(境水道大橋)	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	小計		19.6	0.0	0.9	18.7	0.9	100.0	6.1	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.6	0			
	国道(指)	国道9号	246.1	6.2	238.3	1.6	244.5	99.3	1.6	100.0	0.0	6.2	17.3	0.0	0.0	17.3	国道431号、(主)川本波多線			
	国道(指)	国道54号	64.5	0.0	64.5	0.0	64.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道375号	整備済	
	国道(指)	国道191号	15.0	0.0	15	0.0	15.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	2.7	(主)益田阿武線			
	小計		325.6	6.2	319.6	39.0	324.0	99.5	1.6	100.0	0.0	6.2	20.0	0.0	0.0	20.0				
	国道(指外)	国道186号	28.5	0.0	27.8	0.7	27.8	97.5	0.0	97.5	0.0	0.0	3.2	0.0	0.7	3.2	中国横断自動車道広島浜田線			
	国道(指外)	国道187号	37.6	0.0	37.1	0.5	37.1	98.7	0.0	98.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道9号			
	国道(指外)	国道191号	41.9	0.0	38.0	3.9	38.0	90.7	3.9	100.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	国道186号	整備を促進する		
	国道(指外)	国道261号	26.2	0.0	25.6	0.6	25.6	97.7	0.0	97.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	中國横断自動車道広島浜田線	整備を促進する		
	国道(指外)	国道314号	48.5	0.0	47.8	0.7	47.8	98.6	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道432号	整備が完了する		
	国道(指外)	国道375号	48.0	0.0	28.7	19.3	28.7	59.8	1.2	62.3	0.0	0.0	0.6	0.0	18.1	0.6	国道54号	整備を促進する		
	国道(指外)	国道431号	54.7	1.1	49.0	4.6	50.1	91.6	0.0	91.6	0.0	1.1	4.4	0.0	4.6	4.4	国道9号	整備を促進する		
	国道(指外)	国道432号	19.5	0.0	15.8	3.7	15.8	81.0	2.2	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	国道314号	整備を促進する		
	国道(指外)	国道485号	7.2	2.4	4.3	0.5	6.7	93.1	0.2	95.8	0.0	1.9	0.0	0.0	0.3	0.0	国道431号	整備を促進する		
	小計		312.1	3.5	274.1	34.5	277.6	88.9	8.2	91.6	0.0	3.0	9.2	0.0	26.3	9.2				
	主要地方道	益田阿武線	2.3	0.0	1.2	1.1	1.2	52.2	0.0	52.2	0.0	0.0	0.7	0.0	1.1	0.7	国道191号	整備を促進する		
	主要地方道	松江島根線	3.1	1.8	1.3	0.0	3.1	100.0	0.0	100.0	0.0	1.8	1.3	0.0	0.0	1.3	国道485号			
	主要地方道	斐川一畑大社線	6.2	0.0	6.2	0.0	6.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一)平田莊原線	整備済		
	主要地方道	松江木次線	20.3	0.0	19.3	1.0	19.3	95.1	0.8	99.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.2	0.0	国道54号	整備が完了する		
	主要地方道	玉湯吾妻山線	17.7	0.0	12.1	5.6	12.1	68.4	3.0	85.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	国道314号	整備を促進する		
	主要地方道	出雲三刀屋線	15.7	0.0	12.6	3.1	12.6	80.3	0.7	84.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	国道54号	整備を促進する		
	主要地方道	仁摩瑞穂線	19.3	0.0	9.0	10.3	9.0	46.6	3.8	66.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	国道375号	整備を促進する		
	主要地方道	益田停車場線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道191号			
	主要地方道	松江鹿島美保関線	1.4	0.2	1.2	0.0	1.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.4	1.0	0.6	0.0	0.4	(主)松江島根線	整備を促進する		
	主要地方道	川本波多線	3.8	0.0	3.7	0.1	3.7	97.4	0.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道375号	整備が完了する		
	主要地方道	隠岐空港線	4.9	0.0	1.2	3.7	1.2	24.5	1.0	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0		整備を促進する		
	主要地方道	大田桜江線	8.9	0.0	4.3	4.6	4.3	48.3	0.5	53.9	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	国道9号	整備を促進する		
	主要地方道	益田澄川線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	国道191号			
	小計		104.8	2.0	73.3	29.5	75.3	71.9	9.9	81.3	0.0	2.2	4.6	1.0	19.6	3.6				
	一般県道	西浜田停車場線	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	国道9号		
	一般県道	松江温泉(停)線	0.7	0.0	0.6	0.1	0.6	85.7	0.0	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	国道431号		
	一般県道	浜田商港線	2.5	0.0	1.6	0.9	1.6	64.0	0.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	国道9号		
	一般県道	出雲空港線	4.0	0.0	3.8	0.2	3.8	95.0	0.0	95.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	国道9号		

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)				道路整備等状況(km、%)					DID 地区内道路整備等状況(km)				車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長	路線の多重化、代替性に関する状況と対応策		
			路線			車線数別延長		5.5 m 以上改良済み区間 延長 B	道路改良率 % A/B	①の内の改良予定(5ヶ年以内) 区間延長=② (A+②)/B	道路改良率 (5ヶ年以内) 区間延長=③ (①-②)の内 代替路がある 区間延長=④	DID 地区内 4車線以上 区間延長 DID 地区内 4車線未満 区間延長=⑤ (A+④)/B	DID 地区内 4車線以上 区間延長 DID 地区内 4車線未満 区間延長=⑥ (④-⑤)の内 代替路がある 区間延長=⑦ (①-②+③)	④の内の4車線以上 への改良予定(5ヶ年 以内)区間延長=⑧ (④-⑥)	脆弱区間延長(km) ⑨ (⑤-⑦)	代替路線の状況	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策		
			4以上	4~2	2未満=①	A	A/B												
一般県道	鷲淵寺線	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4				
一般県道	蟠竜湖線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	(主) 益田阿武線			
一般県道	十六島直江(停)線	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済		
一般県道	遥堪今市線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	(主) 出雲大社線			
一般県道	矢尾今市線	2.8	0.0	2.5	0.3	2.5	89.3	0.0	89.3	0.0	0.0	0.6	0.0	0.3	0.6	(主) 出雲大社線			
一般県道	石見空港線	1.2	0.0	1.2	0.0	1.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一) 石見空港飯田線	整備済		
一般県道	嘉久志インター線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一) 三次江津線	整備済		
一般県道	石見空港飯田線	1.3	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	(一) 蟠竜湖高津線	整備を促進する		
小計		20.2	0.0	17.1	3.1	17.1	84.7	0.0	84.7	0.0	0.0	1.7	0.0	3.1	1.7				
松江市道	大手前東線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	国道431号			
松江市道	北松江停車場恵曇線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道431号			
益田市道	あけぼの有明線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	国道9号			
小計		1.9	0.0	1.9	0.0	1.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0				
その他道路	臨港道路(浜田市)	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号	整備済		
小計		0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
第1次緊急輸送道路 計			843.6	34.0	723.1	106.1	756.2	89.6	25.8	92.7	0.0	11.4	37.5	1.0	61.6	36.5			
第2次	国道(指)	国道9号	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号(バイパス)	整備を促進する	
	小計		1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	国道(指外)	国道184号	40.3	0.0	28.8	11.5	28.8	71.5	0.0	71.5	0.0	0.0	1.9	0.0	11.5	1.9	国道54号	整備を促進する	
	国道(指外)	国道261号	29.5	0.0	28.1	1.4	28.1	95.3	0.0	95.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	(主) 仁摩瑞穂線	整備を促進する	
	国道(指外)	国道431号	12.6	0.0	8.0	4.6	8.0	63.5	0.0	63.5	0.0	0.0	1.7	0.0	4.6	1.7	(一) 矢尾今市線		
	国道(指外)	国道432号	51.8	0.0	30.9	20.9	30.9	59.7	3.8	67.0	0.0	0.0	4.9	0.0	17.1	4.9	(主) 松江島根線、(主) 玉湯吾妻山線	整備を促進する	
	国道(指外)	国道485号	34.7	0.0	20.4	14.3	20.4	58.8	2.1	64.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.2	0.0	(主) 西郷布施線	整備を促進する
	国道(指外)	国道488号	33.2	0.0	16.1	17.1	16.1	48.5	3.3	58.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8	0.0	国道191号	整備を促進する
	小計		202.1	0.0	132.3	69.8	132.3	65.5	9.2	70.0	0.0	0.0	8.5	0.0	60.6	8.5			
	主要地方道	新南陽日原線	4.6	0.0	3.6	1.0	3.6	78.3	0.0	78.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	国道187号		
	主要地方道	甲田作木線	1.7	0.0	0.4	1.3	0.4	23.5	0.0	23.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0			
	主要地方道	浜田八重可部線	33.3	0.0	13.6	19.7	13.6	40.8	4.0	52.9	0.0	0.0	0.7	0.0	15.7	0.7	中国横断自動車道広島浜田線	整備を促進する	
	主要地方道	吉田瑞穂線	2.4	0.0	2.4	0.0	2.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号	整備済	
	主要地方道	浜田作木線	14.6	0.0	12.5	2.1	12.5	85.6	0.0	85.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	国道261号		
	主要地方道	安来伯太日南線	22.5	0.0	19.3	3.2	19.3	85.8	3.2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道432号	整備が完了する	
	主要地方道	萩津和野線	14.7	0.0	4.3	10.4	4.3	29.3	6.6	74.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	国道191号	整備を促進する	
	主要地方道	横田多里線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	主要地方道	益田阿武線	14.6	0.0	11.9	2.7	11.9	81.5	1.5	91.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	国道191号	整備を促進する	
	主要地方道	松江島根線	10.3	0.0	9.0	1.3	9.0	87.4	0.0	87.4	0.0	0.0	0.4	0.0	1.3	0.4	国道431号、(主) 松江島根美保関線		
	主要地方道	松江(停)線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道9号		
	主要地方道	松江木次線	7.3	0.0	7.3	0.0	7.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道54号	整備済	
	主要地方道	玉湯吾妻山線	1.5	0.0	1.0	0.5	1.0	66.7	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道314号	整備済	

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)				道路整備等状況(km、%)					DID 地区内道路整備等状況(km)				車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長		路線の多重化、代替性に関する状況と対応策 代替路線の状況	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策
			路線 車線数別延長				5.5 m 以上改良済み区間	道路改良率 %	①の内の改良予定(5ヶ年以内)	道路改良率(5ヶ年以内)	(①-②)の内代替路がある区間延長 = ③	DID 地区内 4車線以上	DID 地区内 4車線未満	④の内の4車線以上の改修予定(5ヶ年以内)区間延長 = ⑤	脆弱区間延長(km)	①-②+③	④-⑤		
			延長 B	4以上	4~2	2未満=①	A	A/B	(A+②)/B	(A+②)/B	区間延長 = ③	区間延長	区間延長 = ④	区間延長 = ⑤	①-②+③	④-⑤			
第2次	主要地方道	出雲市停車場線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	(一) 多岐江南出雲線	整備済	
	主要地方道	出雲大社線	5.1	0.0	5.1	0.0	5.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	(一) 矢尾今市線		
	主要地方道	浜田港線	1.2	0.0	0.2	1.0	0.2	16.7	0.6	66.7	0.0	0.0	1.2	0.0	0.4	1.2	浜田漁港臨港道路	整備を促進する	
	主要地方道	浜田美都線	33.7	0.0	18.2	15.5	18.2	54.0	5.1	69.1	0.0	0.0	0.0	0.0	10.4	0.0	国道9号、国道191号	整備を促進する	
	主要地方道	松江鹿島美保関線	31.0	0.0	13.8	17.2	13.8	44.5	5.3	61.6	0.0	0.0	0.0	0.0	11.9	0.0	(主) 松江島根線	整備を促進する	
	主要地方道	掛合上阿井線	8.3	0.0	8.0	0.3	8.0	96.4	0.0	96.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	国道54号、国道314号		
	主要地方道	湖陵掛合線	14.1	0.0	7.4	6.7	7.4	52.5	6.2	96.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道184号	整備を促進する	
	主要地方道	川本波多線	39.6	0.0	23.2	16.4	23.2	58.6	5.5	72.5	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	0.0	国道9号	整備を促進する	
	主要地方道	桜江金城線	13.9	0.0	6.8	7.1	6.8	48.9	1.1	56.8	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	国道261号	整備を促進する	
	主要地方道	六日市匹見線	34.1	0.0	9.4	24.7	9.4	27.6	4.4	40.5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.3	0.0	国道187号、国道488号	整備を促進する	
	主要地方道	西郷都万五箇線	35.4	0.0	15.1	20.3	15.1	42.7	5.7	58.8	0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	0.0	国道485号	整備を促進する	
	主要地方道	安来木次線	14.9	0.0	12.7	2.2	12.7	85.2	0.0	85.2	0.0	0.0	1.8	0.0	2.2	1.8	国道432号		
	主要地方道	西郷布施線	19.6	0.0	5.8	13.8	5.8	29.6	0.3	31.1	0.0	0.0	0.0	0.0	13.5	0.0	国道485号	整備を促進する	
	主要地方道	三隅美都線	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号	整備済	
	主要地方道	弥栄旭インター線	17.7	0.0	7.8	9.9	7.8	44.1	1.1	50.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一) 浜田八重可部線	整備を促進する	
	主要地方道	大東東出雲線	4.3	0.0	3.1	1.2	3.1	72.1	0.0	72.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	国道432号	整備を促進する	
	主要地方道	瑞穂赤来線	10.5	0.0	7.3	3.2	7.3	69.5	1.2	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	(主) 川本波多線	整備を促進する	
		小計	413.2	0.0	231.5	181.7	231.5	56.0	51.8	68.6	0.0	0.0	6.3	0.0	129.9	6.3			
	一般県道	三次江津線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一) 嘉久志インター線	整備済	
	一般県道	松江七ヶ瀬線	1.7	0.0	1.7	0.0	1.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道485号	整備済	
	一般県道	斐川出雲大社線	8.9	0.0	8.9	0.0	8.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号	整備済	
	一般県道	大社立久恵線	4.6	0.0	4.3	0.3	4.3	93.5	0.0	93.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	国道431号		
	一般県道	邑智赤来線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主) 川本波多線	整備済	
	一般県道	和江港大田市(停)線	3.2	0.0	1.3	1.9	1.3	40.6	0.0	40.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0			
	一般県道	平田荘原線	4.8	0.0	4.0	0.8	4.0	83.3	0.0	83.3	0.0	0.5	0.0	0.0	0.8	0.0	(主) 斐川一畠大社線		
	一般県道	浜田停車場線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	国道186号		
	一般県道	柿木津和野(停)線	6.1	0.0	3.4	2.7	3.4	55.7	0.2	59.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	国道9号、国道187号	整備を促進する	
	一般県道	馬湯港線	1.6	0.0	1.6	0.0	1.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一) 東出雲馬渕港線	整備済	
	一般県道	宍道湖公園線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道9号		
	一般県道	蟠竜湖線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主) 益田阿武線	整備済	
	一般県道	蟠竜湖高津線	1.9	0.0	1.9	0.0	1.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主) 益田阿武線	整備済	
	一般県道	草野横田線	10.7	0.0	0.6	10.1	0.6	5.6	1.4	18.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	国道432号、(主) 安来伯太日南線	整備を促進する	
	一般県道	大根島線	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道431号		
	一般県道	本庄福富松江線	6.0	0.0	4.5	1.5	4.5	75.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.3	0.0	1.5	0.3	国道431号		
	一般県道	浜乃木湯町線	3.2	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	1.0	31.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	国道9号	整備を促進する	
	一般県道	杉戸仁多線	4.0	0.0	3.7	0.3	3.7	92.5	0.0	92.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	国道54号、国道314号		
	一般県道	稗原木次線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主) 安来木次線	整備済	
	一般県道	吉田頓原線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	一般県道	十六島直江(停)線	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号	整備済	

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況(km、%)					DID 地区内道路整備等状況(km)				車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長	路線の多重化、代替性に関する状況と対応策			
			路線 車線数別延長			5.5 m 以上改良済み区間 延長 B	道路改良率 % A/A/B	①の内の改良予定(5ヶ年以内) 区間延長=② (A+②)/B	道路改良率 (5ヶ年以内) 区間延長=③	(①-②)の内 代替路がある 区間延長=④	DID 地区内 4車線以上 区間延長	DID 地区内 4車線未満 区間延長=⑤ (内)区間延長=⑥	④の内の4車線以上 への改良予定(5ヶ年 以内)区間延長=⑥	脆弱区間延長(km) ①-(②+③) ④-⑥	代替路線の状況	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策			
			4以上	4~2	2未満=①														
第2次	一般県道	多伎江南出雲線	5.3	0.0	2.6	2.7	2.6	49.1	0.0	49.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	国道9号	整備を促進する	
	一般県道	池田久手(停)線	1.4	0.0	1.4	0.0	1.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	一般県道	高見出羽線	1.7	0.0	1.1	0.6	1.1	64.7	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号	整備が完了する	
	一般県道	皆井田江津線	1.7	0.0	1.0	0.7	1.0	58.8	0.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号	整備が完了する	
	一般県道	長安野坂線	4.4	0.0	3.0	1.4	3.0	68.2	1.1	93.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	国道186号、(主)浜田美都線	整備を促進する	
	一般県道	波佐匹見線	14.8	0.0	7.2	7.6	7.2	48.6	0.0	48.6	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0	国道191号、国道488号	整備を促進する	
	一般県道	益田吉田線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号	整備済	
	一般県道	海士島線	3.5	0.0	0.6	2.9	0.6	17.1	0.0	17.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0			
	一般県道	知夫島線	1.1	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.4	36.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0		整備を促進する	
	一般県道	市木井原線	7.4	0.0	7.4	0.0	7.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号	整備済	
	一般県道	桜江旭インター線	3.7	0.0	2.2	1.5	2.2	59.5	1.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号	整備が完了する	
	小計			107.0	0.0	67.2	39.8	67.2	62.8	6.9	69.3	0.0	0.5	1.0	0.0	32.9	1.0		
	松江市道	北松江停車場恵曇線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(市)春日東奥谷線	整備済	
	松江市道	春日東奥谷線	2.2	0.0	2.2	0.0	2.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道431号		
	松江市道	嫁島公園線	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	2.5			
	松江市道	朝酌上宇部尾線	4.5	0.0	4.5	0.0	4.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号	整備済	
	松江市道	東津田鼻曲線	2.0	0.0	1.9	0.1	1.9	95.0	0.0	95.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.1	1.5	国道432号	整備を促進する	
	松江市道	松江駅東通阿弥陀線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	1.2	国道485号		
	松江市道	南田大橋川線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3			
	東出雲町道	中瀧五反田線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	八束町道	田島線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号	整備済	
	八束町道	入江江島線	2.3	0.0	1.2	1.1	1.2	52.2	1.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号	整備が完了する	
	八束町道	馬渡堤防線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号	整備済	
	加茂町道	加茂中央1号線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		整備済	
	吉田村道	深野線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道54号、国道314号	整備済	
	吉田村道	梅木曾木線	4.7	0.0	4.7	0.0	4.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道54号、国道314号	整備済	
	赤来町道	吉市塩谷線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)川本波多線	整備済	
	出雲市道	南本町線	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4	国道184号		
	出雲市道	有原東町線	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	1.8	国道9号		
	出雲市道	浜山公園線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)出雲大社線	整備済	
	出雲市道	高松294号線	1.3	0.0	1.3	0.0	1.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)出雲大社線	整備済	
	出雲市道	松寄下浜線	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)出雲大社線	整備が完了する	
	出雲市道	植松浜線	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)出雲大社線	整備が完了する	
	大社町道	馬渡恵美須	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一)大社立久恵線	整備済	
	大社町道	神門中筋線	1.8	0.0	1.8	0.0	1.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(一)大社立久恵線	整備済	
	大社町道	浜山公園線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主)出雲大社線	整備済	
仁多町道	旧432号	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道432号	整備済	
大田市道	鳴滝大沢線	1.3	0.0	1.3	0.0	1.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道375号	整備済	
大田市道	鳴滝諏訪線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済		

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長 (km)				道路整備等状況 (km, %)					DID 地区内道路整備等状況 (km)			車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長	路線の多重化、代替性に関する状況と対応策	
			路線 車線数別延長				5.5 m 以上改良済み区間 延長 B	道路改良率 %	(①)内の改良予定(5ヶ年以内) 区間延長=②	道路改良率 (A+B)/B	(①-②)の内 代替路がある 区間延長=③	DID 地区内 4車線以上 区間延長	DID 地区内 4車線未満 区間延長=④	③の内の4車線以上 への改良予定(5ヶ年 以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長 (km) ①-(②+③)	代替路線の状況 ④-⑥	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策
			4以上	4~2	2未満=①	A/B											
第2次	大田市道	栄町諸友線	0.4	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
	大田市道	山崎大正東線	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
	大田市道	雪見宮崎線	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	瑞穂町道	石堂線	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道261号、国道375号
	瑞穂町道	淀田淀原線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号
	羽須美村道	雪田岩屋線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号
	浜田市都計道	長沢田町線	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	国道9号
	浜田市道	浜田停車場長沢線	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	国道9号
	浜田市道	浜田停車場瀬線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	国道186号
	金城町道	袖根旭線	2.6	0.0	2.6	0.0	2.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(主) 浜田八重可部線
	旭町道	坂本小国線	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	（主）浜田八重可部線
	三隅町道	田原向野田郷線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	日原町道	日原市街線	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	
	日原町道	日原青原1号線	0.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	
	美都町道	久原三谷線	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	津和野町道	唐人屋線	1.7	0.0	1.7	0.0	1.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
	柿木村道	唐人屋線	3.1	0.0	3.1	0.0	3.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号、国道187号
	西郷町道	中町中条線	1.9	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	国道485号
	西郷町道	荒木1号線	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	国道485号
	西郷町道	宮の前西町線	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	国道485号
	海士町道	宇受賀線	0.4	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	小計		52.6	0.0	44.1	8.5	44.1	83.8	3.1	89.7	0.0	0.0	10.1	0.0	5.4	10.1	
	その他道路	大井地区農免農道	3.0	0.0	1.2	1.8	1.2	40.0	1.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道9号
	その他道路	大海崎堤防道路	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号
	その他道路	7号支線道路	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号
	その他道路	馬渡堤防道路	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号
	その他道路	江島幹線道路	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道431号
	その他道路	本庄地区農免農道	4.0	0.0	4.0	0.0	4.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(市) 朝駒上宇部尾線
	その他道路	昆南地区広域農道	4.3	0.0	4.3	0.0	4.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号
	その他道路	江津港臨港道路	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	国道261号、国道375号
	その他道路	浜田漁港臨港道路	1.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	（主）浜田港線
	その他道路	三隅港臨港道路	2.2	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	2.2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	（主）浜田港線
	その他道路	西郷港臨港道路	1.2	0.0	1.2	0.0	1.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	その他道路	海士港臨港道路	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	その他道路	来居港臨港道路	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備が完了する
	小計		22.0	0.0	15.2	6.8	15.2	69.1	6.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
第2次緊急輸送道路・計			798.0	0.0	491.4	306.6	491.4	61.6	77.8	71.3	0.0	0.5	25.9	0.0	228.8	51.8	
第3次	国道（指外）	国道431号	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4	

※

機能区分	道路種別	路線名	路線現況延長(km)			道路整備等状況(km、%)					DID 地区内道路整備等状況(km)			車線数及び DID 地区内車線数からみた区間の脆弱性に関する延長	路線の多重化、代替性に関する状況と対応策		
			路線 車線數別延長			5.5 m 以上改良済み区間 延長 B	A	道路改良率 % A/B	①内の改良予定(5ヶ年以内) 区間延長=②	道路改良率(5ヶ年以内) (A+②)/B	①(①-②)の内 代替路がある 区間延長=③	DID 地区内 4車線以上 区間延長	DID 地区内 4車線未満 区間延長=④	④の内の4車線以上 への改良予定(5ヶ年 以内)区間延長=⑤	脆弱区間延長(km) ①-(②+③)	代替路線の状況 ④-⑤	脆弱路線に対する 5ヶ年以内の対応策
			4以上	4~2	2未満=①												
第3次	小計		0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4	
	主要地方道	溝口伯太線	2.6	0.0	0.1	2.5	0.1	3.8	1.4	57.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	国道9号
	主要地方道	甲田作木線	4.3	0.0	0.1	4.2	0.1	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	整備を促進する
	主要地方道	津和野田万川線	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	
	主要地方道	玉湯吾妻山線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	主要地方道	三瓶山公園線	20.0	0.0	18.9	1.1	18.9	94.5	0.0	94.5	0.0	0.0	2.2	0.0	1.1	2.2	国道375号
	主要地方道	仁摩瑞穂線	6.5	0.0	2.1	4.4	2.1	32.3	1.9	61.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	(主) 大田桜江線
	主要地方道	湖陵掛合線	9.9	0.0	5.5	4.4	5.5	55.6	0.8	63.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	0.0	国道184号
	主要地方道	益田澄川線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	国道191号
	小計		45.1	0.0	28.0	17.1	28.0	62.1	4.1	479.7	0.0	0.0	2.9	0.0	13.0	2.9	
	一般県道	東出雲馬潟港線	2.2	0.0	1.6	0.6	1.6	72.7	0.0	72.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	(一) 馬潟港線
	一般県道	温泉津(停)線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	一般県道	波根久手線	0.7	0.0	0.7	0.0	0.7	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	一般県道	羽須美大和線	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	小計		4.6	0.0	4.0	0.6	4.0	87.0	0.0	87.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	
	松江市道	東朝日町中央線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	(市) 松江駅東通阿弥陀線
	松江市道	大橋川東津田線	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	(市) 大正町西津田線
	松江市道	大正町西津田線	1.1	0.0	1.1	0.0	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1	(市) 大橋川東津田線
	宍道町道	大森上来侍線	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	加茂町道	三代線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	横田町道	川西五反田線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	平田市道	沖ノ島幹線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	温泉津町道	松山線	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
	温泉津町道	温泉津港線	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
	三隅町道	岡崎線	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	三隅町道	日ノ原岡崎線	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	整備済
	三隅町道	日ノ原堤防1号線	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	整備済
	益田市道	益田公園徳原線	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	(市) あけぼの有明線
	小計		7.8	0.0	7.2	0.6	7.2	92.3	0.0	92.3	0.0	0.0	2.3	0.0	0.6	2.3	
	第3次緊急輸送道路	計	57.9	0.0	39.6	18.3	39.6	68.4	4.1	75.5	0.0	0.0	5.6	0.0	14.2	5.6	
	合 計		1699.5	34.0	1254.1	431.0	1287.2	75.7	107.7	82.1	0.0	11.9	69.0	1.0	304.6	93.9	

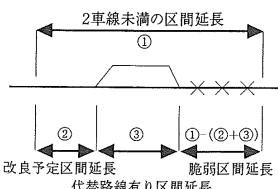
備考：各延長は小数点第1位：km とし、最新のものを記入する

：緊急輸送道路の機能区分は、第1次、第2次及び第3次とする

：道路改良率=5.5 m 以上の改良済み延長／路線延長 (%)

：代替路がある区間延長=代替え道路が設定可能な脆弱区間の区間延長

：※印は、P19の表3-2-1 緊急輸送道路ネットワーク計画等総括表に示す計画路線



4. 道路防災情報ネットワーク

地震発生後の道路、交通状況を把握するための災害情報収集施設及び、道路災害情報を道路利用者に提供する災害情報提供施設の整備を計画的に進めていくものとし、今後概ね五箇年（平成8年度～12年度）においては、高速道路や国道9号・54号等の建設省管轄の道路を中心に、以下の項目について重点的に整備を行う。

(1) 情報収集施設の整備

地震の規模を把握するための地震計、震災後の通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための交通監視カメラ、車両感知器等の災害情報収集体制を整備する。

(2) 情報提供施設の整備

震後における安全で円滑な道路交通の確保のため、交通規制状況あるいは迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板や、道路情報ラジオやVICSを中心とした路側通信機器の整備を進める。

(3) 情報通信体制の整備

災害時における救急・復旧活動を支援するため、既存の道路情報連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信出来るよう、有線回線だけでなく防災行政無線や建設省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や、停電対策の検討も行う。

本県の道路情報施設（災害情報収集施設／災害情報提供施設）の現況及び五箇年（平成8年度～12年度）における整備計画の一覧を、巻末の「道路防災情報ネットワーク計画表」に示す。

また、道路情報ネットワーク計画図を、巻末の「島根県道路防災情報ネットワーク計画図」に示す。

5. 関係機関との協力体制の整備

震後速やかに緊急輸送を確保するためには、緊急調査・緊急措置、道路啓開や応急復旧を効率的に行う必要がある。そのため警察、自衛隊等との協力体制や役割分担について事前に協議をしておくとともに、建設業協会等との間に協定を結ぶものとする。

- (1) 道路啓開及び応急復旧を的確、迅速に行うために必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材等を確実に活用できる体制を整備しておく。
- (2) 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用する車両については、公安委員会に対して事前届出をしておく。

6. 管理体制

震度4以上の地震が発生、または津波警報が発令された場合には、各道路管理者は迅速な道路交通の確保のため、地震規模等に応じた管理体制を速やかにとるものとする。

なお、島根県の管理する緊急輸送道路に関しては、「島根県地域防災計画（震災編）」に基づいた体制の中で対応するものとする。（表4-6-1参照）

表 4-6-1 管理体制の基準等

本部	種別	体制に入る時期	震災体制の決定		動員および業務の内容	備考(道路の推定被災状況)
			本 庁	地 方 機 関		
設置前	震災第一体制	①県下に震度4程度の地震があったことにより、軽微な災害が発生し又は発生の危険性がある場合で必要と認めたとき。 ②大阪管区気象台が「十三区津波」の津波警報を発表したとき。	消防防災課長が関係課長と協議し必要があると認めるとときは、環境生活部長に報告し、環境生活部長が決定する。	①支庁長又は総務事務所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する。 ②環境生活部長が指示したとき。	動員および業務の内容については、別表に定める震災第一体制による動員および業務を行うものとする。	ごくまれに道路が被害を受けている場合がある。
	震災第二体制	①県下に震度5程度以上の地震があったことにより、軽微な災害が発生し又は災害の危険が極めて増大した場合で必要と認めたとき。 ②震災が拡大し、震災第一体制では対処出来ない場合。 ③県内で震度6弱の地震を観測したとき、又は大阪管区気象台が「十三区大津波」の津波警報を発表したとき。	・（県本部設置前）環境生活部長が関係部長と協議し必要があると認めるとときは、知事に報告し、知事が決定する。 (県本部設置後) 県本部長（知事）が決定する。	(地区本部又は県本部設置前) ①支庁長又は総務事務所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する。 ②知事が指示したとき。 (地区本部又は県本部設置後) ①地区本部会議で設置する。 ②県本部長が指示したとき。	動員および業務の内容については、別表に定める震災第二体制による動員および業務を行うものとする。	道路が被害を受けている場合、あるいは重大な被害を受けている可能性がある。
本部設置	震災第三体制	①県下に震度6強以上の地震があったとき。 ②上記の震災第二体制では対処出来ない場合。 ③大阪管区気象台が「十三区大津波」警報を引き続き発表し、必要と認めたとき。	県本部長（知事）が決定する。	①地区本部長（支庁長又は総務事務所長）が決定する。 ②県本部長（知事）が指示したとき。	動員および業務の内容については、別表に定める震災第三体制による動員および業務を行うものとする。	道路が重大な被害を受けている可能性がある

表4-6-2 動員計画及び業務内容

	管 理 体 制		
	震災第一体制	震災第二体制	震災第三体制
本 庁 (関係各課)	<p>【動員】あらかじめ決めておいた防災担当職員数名</p> <p>【業務内容】情報収集又は連絡活動を主として行う。</p> <p>状況によっては震災第二体制に迅速に移行でき得るものとする。</p>	<p>【動員】概ね職員の半数以上(地震の規模、被災の状況等による)</p> <p>【業務内容】情報収集又は連絡活動を主として行う。</p> <p>状況によっては震災第三体制に迅速に移行でき得るものとする。</p>	<p>【動員】全職員</p> <p>【業務内容】情報収集又は連絡活動を主として行う。</p> <p>状況に応じて要員不足の班へ応援を行うものとする。</p>
地方機関 (土木建築(土木)事務所)	<p>【動員】あらかじめ決めておいた防災担当職員数名</p> <p>【業務内容】情報の収集、連絡活動を主として行い、必要に応じて緊急調査、緊急措置を実施する。</p> <p>状況によっては震災第二体制に迅速に移行でき得るものとする。</p>	<p>【動員】概ね職員の半数以上(地震の規模、被災の状況等による)</p> <p>【業務内容】情報の収集や緊急調査の実施により、緊急輸送道路の被災状況の把握に努め道路整備課へ連絡し、また必要に応じて緊急措置、道路啓開・応急復旧にあたる。</p> <p>状況によっては震災第三体制に迅速に移行でき得るものとする。</p>	<p>【動員】全職員</p> <p>【業務内容】情報の収集や緊急調査の実施により、緊急輸送道路の被災状況の把握に努め道路整備課へ連絡し、また必要に応じて緊急措置、道路啓開・応急復旧にあたる。</p> <p>状況に応じて要員不足の班へ応援を行うものとする。</p>

注) 業務内容については、緊急輸送道路に関する業務について定めたものである。

7. 緊 急 調 査

緊急輸送道路の通行可能状況及び、被災状況を早期に把握し、二次災害を防止するとともに、必要に応じて緊急措置を行うことを目的として、地震発生後速やかに緊急調査を実施する。

(1) 緊急調査の指示

地震が発生した場合、各道路管理者は、あらかじめ結んでおいた取り決めに基づき、緊急調査を実施する者に対して速やかに調査の準備または調査開始を指示する。

(2) 調査方法及び調査事項

緊急調査では、全体の状況把握を最優先とするため、往路においては致命的な事象で

ない限りは先に進んで、全体概要を把握することを優先し、復路においては被災箇所の把握並びに二次災害の防止を図るものとする。

◇往路時

- ・平常時に想定した主要巡回地点を中心に、路面を主体として調査する。
- ・主に目視により通行の可否、重大な被害の有無、道路及び沿道状況を把握する。

◇復路時

- ・あらかじめ点検することにしている箇所を詳細に点検する。
(事前通行規制区間、落石等の恐れのある箇所、
大きな盛土箇所、重要橋梁・トンネル等)

(3) 緊急調査における留意事項

- 1) 緊急調査によって収集された情報は、連絡体制に従って各道路管理者へ速やかに伝達し情報の共有化に努める
- 2) 大地震発生時等においては、広域的な道路の概括的な調査として県の防災ヘリコプター及び県警のヘリコプター等を利用した調査を行う。
- 3) 道路の崩壊や崩土、建築物の倒壊等により自動車の通行が出来ない場合は、バイクや自転車等を活用した調査を行う。

8. 緊急措置

緊急調査等により、緊急輸送道路に被災のある場合または二次災害の危険性があると判断される場合には、全面通行止または片側交通規制等の通行規制の実施、さらに必要に応じて簡易な落石除去等の緊急的な措置を、緊急調査を実施している者が行える範囲内で行うものとする。また、道路下や上空を通過する占用物件等の被災により、道路の通行に支障をきたす可能性がある場合には、各道路管理者を通じて当該管理者に連絡し、早急に対処するよう指示する。

なお、通行規制を実施する場合には、必要に応じて警察と調整・連携を図る。

9. 道路啓開及び応急復旧

緊急調査等により道路に被災があった場合には、輸送機能を確保することを目的として道路啓開並びに応急復旧を行う。

(1) 啓開道路の決定

地震発生時には、各道路管理者は関係諸機関との調整を行った上で、道路啓開を行う

べき道路を決定する。

- 1) 原則として、1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で道路啓開を行う。
- 2) 地震の規模や道路の被災状況などの状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。被害が全県に及ぶ場合には、県外からの人や物資の輸送路となる広域的な幹線道路（特に第1次緊急輸送道路）の啓開を、被害が局所的な直下型地震等においては、県内の地域間の人や物資の輸送路となる緊急輸送道路の啓開を中心に道路啓開を行う。

(2) 啓開作業

各道路管理者は、その管理する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じ啓開作業を実施する。なお、道路啓開にあたっては、以下の事項に留意する。

- 1) 道路啓開に際しては、2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合が出来る待避所を設ける。
- 2) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- 3) 啓開資機材等の調達・調整

啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

4) 交通規制の調整

道路啓開及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図るものとする。

5) 瓦礫置き場等の確保

道路啓開で発生する瓦礫の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(3) 応急復旧時の留意事項

- 1) 道路の被災箇所が多く、復旧のための資機材や人員が絶対的に不足する状況下では、優先順位を付けながら応急復旧を実施する。（1次→2次→3次の緊急輸送道路の順）

なお、応急復旧の優先度に関しては、ネットワークとしての通行機能が十分に確保出来るような手段で設定する。

- 2) 応急復旧では、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止または制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。
- 3) 民間業者の活用等により、速やかな応急復旧の実施を図る。

10. 応援の要請・受け入れ

緊急輸送道路の道路啓開及び応急復旧を進めるに際して、当該道路管理者だけでは円滑に遂行出来ない等の場合には、その緊急性や絶対量等を勘案して必要に応じて、他の道路管理者へ応援を要請し、応援を受け入れるものとする。また、道路の被災箇所が多く、甚大な被害が発生し道路管理者だけでは道路啓開・応急復旧が出来ない場合等には、必要に応じて県知事が自衛隊に応援を要請するものとする。

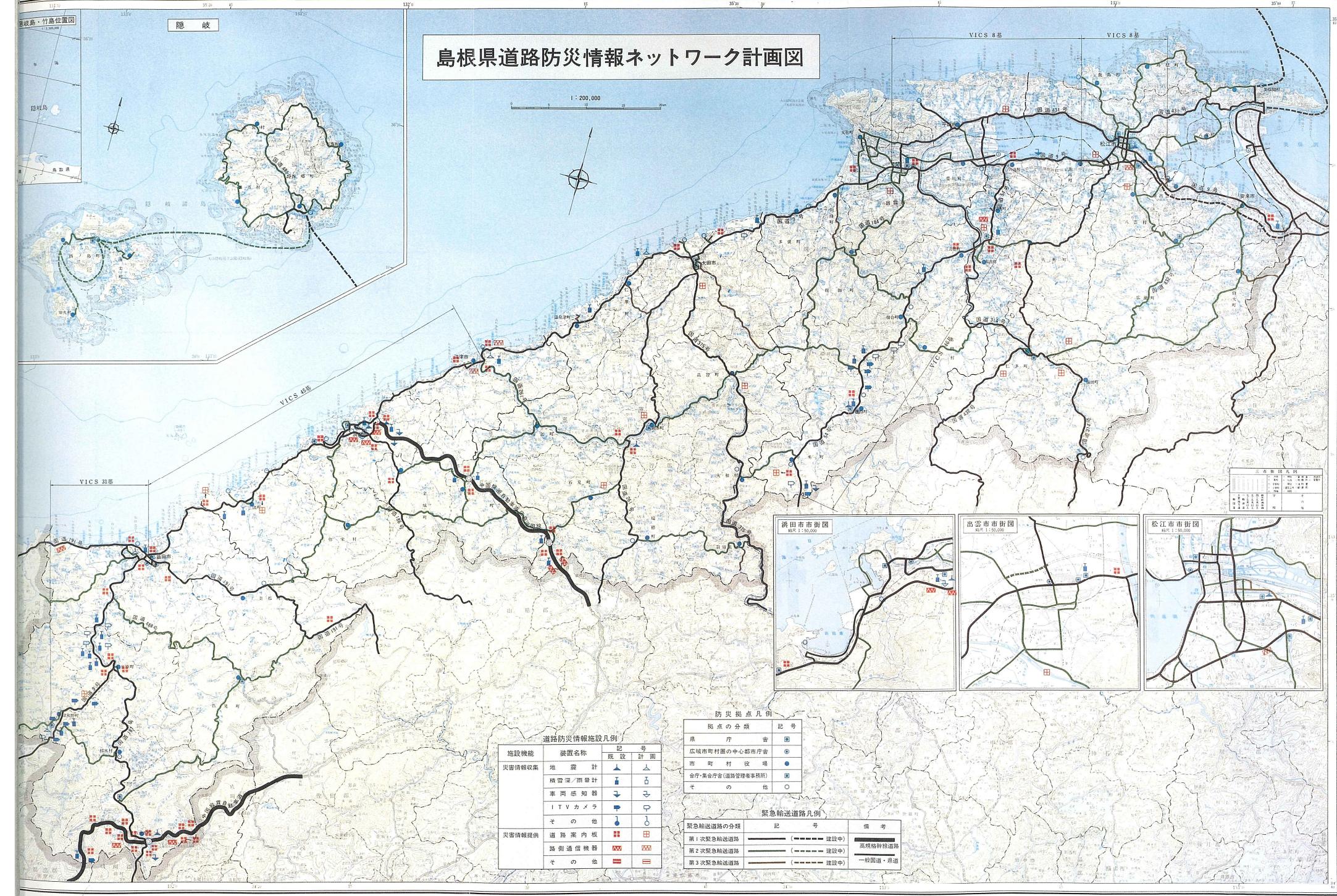
さらに、災害の発生により、被災県独自では十分な応急措置が出来ない場合には「災害時の相互応援に関する協定」について、中国地方では平成7年7月13日に、中国・四国地方では平成7年12月5日に、また全国では平成8年7月18日にそれぞれ締結済みであり、これらの協定の活用を図るものとする。

道路防災情報ネットワーク計画表

機能区分	道路種別	災害情報収集										災害状況提供						合計		
		地震計		積雪深／雨量計		車両感知器		ITV カメラ		その他		情報案内板		路側通信機器		その他		既設	計画	
		既設	計画	既設	計画	既設	計画	既設	計画	既設	計画	既設	計画	既設	計画	既設	計画			
第1次	高速自動車国道	2	1	3/6	0/0	3	0	1	0	0	0	20	0	2	2	0	0	0	37	3
	一般国道(指定区間)	4	5	9/23	0/0	4	0	9	12	0	0	21	4	5	140	0	0	75	161	
	一般国道(指定区間外)	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	11	6	0	0	0	0	11	6	
	主要地方道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	一般都道府県道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市町村道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他道路	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	6	6	12/29	0/0	7	0	10	12	0	0	53	10	7	142	0	0	124	170	
	一般国道(指定区間)	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2次	一般国道(指定区間外)	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	主要地方道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	1	3	
	一般都道府県道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市町村道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他道路	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4	
	主要地方道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	一般都道府県道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市町村道	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第3次	その他道路	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0/0	0/0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4	
	合計	6	6	12/29	0/0	7	0	10	12	0	0	54	14	7	142	0	0	125	174	

島根県道路防災情報ネットワーク計画図

I : 200,000



参 考 资 料

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等 策定協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路（以下「緊急輸送道路」という）は、耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、緊急輸送道路ネットワーク計画及び緊急輸送道路ネットワークにかかる管理体制等の計画を策定することを目的とする。

(会 長)

第 3 条 会長は、島根県土木部長がこれにあたる。

(協議会)

第 4 条 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

2 副会長は、建設省松江国道工事事務所長があたるものとし、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 協議会は、別表1に掲げる者で組織する。

4 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。

(協議会の検討事項)

第 5 条 協議会は、次の事項に関する検討を行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画策定及び見直しに関する事項

(2) 緊急輸送道路ネットワークの管理体制に関する事項

(ワーキンググループ)

第 6 条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループ（WG）を置くことが出来る。

2 WG の設置及び組織構成は協議会において定め、WG の座長は、島根県土木部道路整備課課長補佐とする。（別表2）

3 WG は、協議会の業務を遂行するための運営にあたる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、建設省中国地方建設局松江国道工事事務所管理第二課並びに島根県土木部道路整備課に置くものとし、協議会の運営にあたっては、互いに協力する。

(付 則)

この規約は、平成8年7月31日から施行する。

別 表 1

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

会長	島根県	土木部長
副会長	建設省	松江国道工事事務所
委員	建設省中国地方建設局	企画部 企画課長 道路部 道路計画第一課長 道路管理課長
	建設省	浜田工事事務所長
	島根県	土木部 道路整備課長 道路建設課長 港湾空港課長
		企画振興部 交通対策課長 環境生活部 消防防災課長 健康福祉部 長寿社会課医療対策室長 農林水産部 農地整備課長 漁港課長
	日本道路公団中国支社	建設部 工務課長 技術部 保全企画課長
運輸省	第三港湾建設局	企画課長 境港工事事務所長
	島根県警察本部	交通部 調査官
	陸上自衛隊	出雲駐屯地 第2係主任 第3係主任
事務局	建設省	松江国道工事事務所 管理第二課
	島根県	土木部 道路整備課

別 表 2

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画等
策定協議会ワーキンググループ

座 長	島 根 県	土 木 部	道路整備課長補佐
副座長	建 設 省	松江国道工事事務所	副所長（管理）
委 員	建設省中国地方建設局	企 画 部	企画建設専門官
		道 路 部	道路計画第一課長補佐 道路管理課長補佐
建 設 省	松江国道工事事務所	調査設計課長 管理第二課長	
	浜田工事事務所	調査設計課長 道路管理課長	
島 根 県	土 木 部	道路建設課長補佐 港湾空港課長補佐 企画振興部	交通対策課長補佐
		環境生活部	消防防災課長補佐
		健康福祉部	長寿社会課長補佐
		農林水産部	農地整備課長補佐 漁港課長補佐
日本道路公団	浜田管理事務所	工務助役	
境港管理組合	港湾管理委員会事務局	工務課長	
島根県警察本部	交 通 部	交通企画課長補佐	
陸上自衛隊	出雲駐屯地	警備幹部	



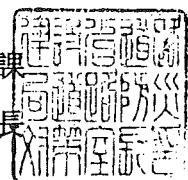
建設省道防発第4号

平成8年5月10日

島根県土木部長 殿

建設省道路局企画課

道路防災対策室長



緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定等の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画等を策定し、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進を図られたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

事務連絡
平成8年5月10日

日本道路公団保全交通部保全企画課長 殿
首都高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
阪神高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
本州四国連絡橋公団維持施設部維持企画課長 殿
名古屋高速道路公社企画調査部企画課長 殿
福岡北九州高速道路公社建設部調査課長 殿
北海道開発局建設部道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局道路管理課長 殿
各地方建設局道路部道路管理課長 殿
各都道府県土木部道路維持担当課長 殿
各政令市土木局道路維持担当課長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室課長補佐

緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

標記については、平成8年5月10日付け建設省道防発第4号をもって道路防災対策室長より通知したところであるが、策定にあたって「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」を定めたので参考にされたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

1. 目的

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されないとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

緊急輸送道路の計画の策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する指定拠点と連携を図り計画する必要があることから、協議会を設けて作成することとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法（H7.7.14制定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

2. 定義

(1) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点及び広域避難地）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(2) 緊急輸送

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送をいう。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助その他保護、消防、水防その他の応急措置及び緊急輸送の確保等をいう。

(4) 指定拠点

地震防災対策特別措置法第三条第1項五号の「緊急輸送を確保するため必要な道路」の建設大臣の定める基準でいう都道府県知事が指定する防災拠点をいう。

3. 策定主体

計画の策定は、建設省地方建設局、都道府県、関係団体等の道路管理者及び都道府県防災担当部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会（事務局：建設省地方建設局及び都道府県土木部）で行うこととする。計画策定にあたっては、必要に応じて学識者その他有識者の意見を聞いてもよい。

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の内容

(1) 策定対象地域

各都道府県及び政令指定都市単位で策定し、対象地域は都道府県等の全域とする。都道府県等の境界については、両者の計画が整合するよう各協議会間で十分調整を図ること。

(2) 対象道路

既設道路及び今後5ヶ年内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理者用通路、臨港道路等、道路法上の道路についても必要に応じて計画に含めること。

(3) ネットワーク計画

ネットワーク計画は、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」（以下「基準」という。）に準じて定めること。

防災拠点は、基準に基づく指定拠点に準じて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等があれば必要に応じて設定してもよい。（特に、道の駅、駅前広場等、震災時に地域防災拠点として活用が可能な道路空間について検討すること）

また、拠点特性に応じた防災拠点の整理を行う。（参考 別紙-2）

(4) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項を定めること。（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）

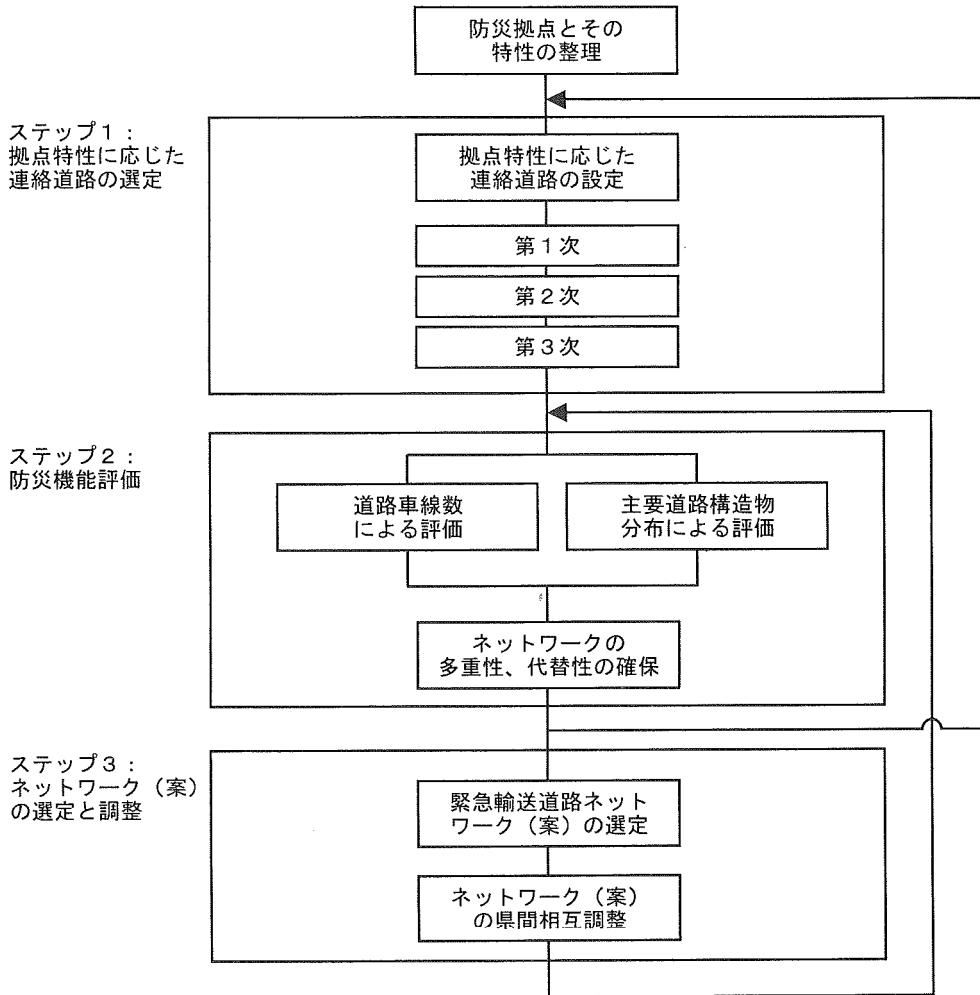
5. ネットワーク計画の留意点

- (1) 対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえるとともに、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとすること。
- (2) ネットワークは震後の利用特性により、以下の3つに区分すること。

- ① 第1次緊急輸送道路ネットワーク
県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
 - ② 第2次緊急輸送道路ネットワーク
第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
 - ③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク
その他の道路
- (3) 第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性（迂回路や他の交通機関）を確保するよう努めること。脆弱区間（規制区間、狭隘区間、防災対策の要対策箇所等）については、特に考慮すること。
- (4) ネットワーク計画の策定にあたっては、「ネットワークの検討手順（例）」（別添－1）を参考にすること。

6. そ の 他

社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画は適宜見直しを行うこと。



ステップ1：拠点特性に応じた連絡道路の選定

- ・各防災拠点(指定拠点やそれに準ずる拠点)及び道路とを連絡する道路を選定する。
- ・震後の緊急輸送の確保のため、県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する第1次緊急輸送道路、第1次と市区町村役場、主要防災拠点とを連絡する第2次緊急輸送道路、その他の防災や輸送のための拠点との連絡を図る第3次緊急輸送道路の各区分によるネットワークを検討する。

ステップ2：防災機能評価

- ・道路網の防災性の評価は、今後実施される震災防災点検に基づく「道路ネットワークの耐震性診断」により行われるものであるが、ここでは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、道路交通への支障の要因ともなった市街地での沿道施設倒壊や長大橋や大規模トンネル等について概略的に把握する。

評価の考え方

- 第1次、第2次の緊急輸送道路においては、原則として、2車線以上及び多重化、代替性を確保する。
- DID 地区における2車線以下の道路については、特に配慮する必要がある。
- 長大橋や大規模トンネル等については、必要に応じ多重化、代替性を確保する。

ステップ3：ネットワーク（案）の選定と調整

- ・ステップ1からステップ2までの検討結果を緊急輸送道路ネットワーク（案）としてとりまとめる。また、ネットワーク（案）における広域及び県際道路のネットワークについては、各県相互の調整を図る。

事 項	内 容
I. はじめに 1. 計画策定の主旨	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県を対象とした地域における緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定主旨を整理
II. 地域特性と課題の把握 1. 自然条件と災害特性 2. 社会経済と地域構造 3. 道路・交通状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域の自然条件（河川、山間部の分布や積雪地域等）や主な災害（豪雨、豪雪等）の履歴を整理 地質、地盤等の概況及び主要地震発生地（必要により主要な活断層も含む）と地震、津波の履歴を整理 市町村別の人ロ分布及び市町村別集積指標から人口等の集積状況や土地利用による地域構造を整理 緊急輸送道路の前提となる生活圏等の地域区分を整理するとともに地域の課題を整理 対象道路について現況及び計画道路等を含め道路種別ごとに整理 対象道路の緊急輸送道路ネットワーク形成において、防災面からの考慮が必要な道路の大規模な構造物の概況を整理
III. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定 1. 防災拠点の整理検討 2. ネットワーク計画等 3. 緊急輸送道路ネットワーク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点（指定拠点等）の現況に加え、それらに準ずる拠点等について必要に応じ整理 道路施設を利用した道路防災拠点（道の駅、インターチェンジ、サービスエリア等）について必要に応じ整理 緊急輸送道路種類別の延長（現況／計画）、路線数及び主要防災拠点等を示した計画内容とネットワーク計画図を作成 効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するために必要な事項（道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等）についてその方針を整理するとともに、道路防災情報に係わる計画内容とネットワーク計画図を作成
(参考)地域防災計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 既定または策定中の『地域防災計画』（最新修正）の概要と緊急輸送道路に係わる資料（位置付け、内容等）を整理

○地震防災対策特別措置法

〔平成七・六・一六
法一一一〕

(目的)

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画の作成等)

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成することができる。

(地震防災緊急事業五箇年計画の内容)

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- 一 避難地
- 二 避難路
- 三 消防用施設
- 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の意見を聽かなければならぬ。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三号のけい留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三号第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又是補強を要するもの

九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的構造物のうち、地震防災上補強を要するもの

十一 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設

十三 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第二条第二項第一号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

十四 地震災害時ににおいて災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時ににおいて迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するた

めに必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

2 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業には、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

（地方債についての配慮）

第五条 地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第六条 地震防災緊急事業五箇年計画（最初に作成されたものに限る。）に基づいて当該計画期間内の各年度分の事業として実施される事業のうち、別表第一に掲げるもの（務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合にお

（地震調査研究推進本部の設置及び所掌事

いて、これらの事業のうち、別表第二に掲げるものの（都道府県が実施するものを除き、主務大臣の定める基準に適合するものに限る。）に要する経費に係る都道府県の負担又是補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国に負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかるわらず、当該他の法令の定める割合による。

(務)

第七条 総理府に、地震調査研究推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

二 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

三 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

四 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

五 前号の規定による評価に基づき、広報を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

3 本部は、前項第一号に掲げる事務を行っては、中央防災会議の意見を聴かなければならぬ。

4 本部の事務を行うに当たっては、気象業務法（昭和二十七年法律第二百六十五号）に基づく業務が円滑に実施されるよう配慮しなければならない。

(本部の組織)

第八条 本部の長は、地震調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）とし、科学技術庁長官をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関するものと認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第十一條 本部長は、気象庁長官に対し、第七条第二項第四号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又

は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台（沖縄気象台を含む。）は、第一項の事務を行っては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(関係行政機関等の協力)

第十二条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

第十一条 本部に、第七条第二項第四号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

(調査研究の推進等)

第十三条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(附則抄
施行期間)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成七年政令第二九四号で同年七月一八日から施行〕

別表第一（第四条関係）

事業の区分	国の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める��防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	二分の一
へき地における公立の診療所であつて政令で定めるものの改築	三分の一

児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者入所させるもの若しくは身体障害者	公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強	地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うためには必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第五条に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	二分の一
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するためには必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するためには必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するためには必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの	児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第五条に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	二分の一

別表第一（第四条関係）

事業の区分	都道府県の負担割合
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消火用施設の整備で地方公共団体が実施するもの	六分の一

○地震防災対策特別措置法施行令

（平成七・四・一四）
（政二九五）

（地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関）

第一条 地震防災緊急事業に係る政令で定める医療機関（以下「法」という。）第三条第一項第七号の政令で定める医療機関は、国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行つてゐる病院又は救急医療に係る高度の医療を提供してゐる病院（これらの病院のうち、国、労働福祉事業団及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号に掲げる者の開設するものを除く。）とする。

（国の負担又は補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る政令で定める消防用施設等）

第二条 法別表第一の政令で定める消防用施設は、次に掲げるものとする。
一 耐震性貯水槽
二 可搬式小型動力ポンプ
三 小型動力ポンプ付積載車
四 海水等利用型消防水利システム（長距離送水を行うため必要な大型消防ポンプ自動車、消防用ホース延長車及び消防用

ホースにより構成されるものをいう。）

五 救助工作車、救急自動車その他の消防用施設で、人命の救助等のため特に必要

なものとして自治大臣が定めるもの

2 法別表第一の政令で定める公立の診療所は、当該公立の診療所の存する地域の医療機関の設置状況、人口及び交通条件を勘案して厚生大臣が定めるものとする。

3 法別表第一の防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備は、防災行政無線施設又は防災行政無線設備とする。

4 法別表第一の井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備は、貯水槽、水泳プール、給水車又は電源車とする。

5 法別表第一の政令で定める地震災害時ににおける応急的な措置に必要な設備又は資機材は、テント、担架その他の自治大臣が定めるものとする。

附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年七月十八日）から施行する。

○建設省告示第十二十九号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第

百十一号）第三条第一項の規定に基づき、避
難地等に係る主務大臣が定める基準を次のよ
うに定める。

平成八年三月二十八日

建設大臣 中尾 栄一

一 避難地

既成市街地の区域又はその周辺の地域に
おける公園、緑地、広場その他の公共空地
で、次のいずれかに該当するものであるこ
と。

イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村
の区域内に居住する者の広域的な避難の用
に供する公共空地であつて、面積十ヘクタ
ル以上のもの（面積十ヘクタール未満の公
共空地で、避難可能な空地を有する公共施
設その他の施設の用に供する土地と一体と
なつて面積十ヘクタール以上となるものを
含む。）であること。

ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民
が避難する公共空地であつて、面積一ヘク
タール以上のものであること（広域避難地
を除く。）。

二 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所
へ通ずる幅員十五メートル以上の道路又は

幅員十メートル以上の绿色通道であること。

三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川
の流水又は海水を容易に取水することがで
きる構造を有する護岸等の施設であるこ
と。

四 消防活動が困難である区域の解消に資す
る道路

市街地において幅員六メートル以上の道路
からホースが到達しない区域において新設
し、又は改築される幅員六メートル以上の
道路であること。

五 緊急輸送を確保するため必要な道路

次のいずれかに該当する道路であるこ
と。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれら
を連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都
道府県知事が指定するもの（以下「指定
拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠
点を相互に連絡する道路（河川又は海岸
堤防の管理用通路であつて、地震災害時
において緊急輸送を行うことのできるも
のを含む。）

(1) 地方公共団体の庁舎の所在地

(2) 災害対策基本法（昭和三十六年法律
第二百二十三号）第二条に規定する指
定行政機関、指定地方行政機関、指定

公共機関若しくは指定地方公共機関又
は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

(3) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点
(4) 広域避難地

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の
公益物件を収容するための施設

次のいずれかに該当する施設であるこ
と。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭
和三十八年法律第八十一号）第二条第五
項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置
法（平成七年法律第三十九号）第二条第
三項に規定する電線共同溝

